

マカオ
工業所有権法律制度

2000年6月6日施行

第一編
総則
第一章 通則

(目的)

第1条 本法規が規律するものは本法規にいう発明、その他の創造及び識別標識への工業所有権の付与であり、その主な目的は創作活動、科学技術の発展、正当な競争及び消費者の利益の保護を確保することとする。

(主体の範囲)

第2条 本法規は次の各号に掲げる者に適用する。

- a) マカオ居住者の身分証明書を所持するすべての者
- b) マカオに住所を有し、かつ、本地域の法律に基づいて設立されたすべての法人
- c) すべての自然人又は法人であつて、世界貿易機関（ポルトガル語の略称はOMC）に加盟しており、かつ、1883年3月20日の「パリ条約」及び関連する改正により工業所有権の保護に関する国際連盟に加盟している国又は地域の国民である者であり、その住所又は営業場所を決定の条件としない。ただし、管轄権及び手続きに関する別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 その他の国又は地域の国民は、世界貿易機関又は工業所有権の保護に関する国際連盟に加盟しているいずれかの国又は地域において、実際かつ真実の住所又は産業上若しくは商業上の場所を有している場合は、当該機関又は連盟に加盟している国の国民と同一とする。

3 上記二項に含まれないその他の者については、マカオと関係国又は地域との間で締結された国際協定の規定を適用する。これらの協定がない場合は、互惠制度を適用する。

4 総督は、司法事務司の意見を聴取した後に、「政府公報」への登載により公示された指示により、互惠制度の存在を確認することができる。

(客体の範囲)

第3条 工業所有権は、農業、林業・牧畜業、漁業、採掘業、加工業、商業及びサービス業を含む経済活動のすべての分野及びすべての天然物又は製品を対象とする。

(地域の範囲)

第4条 本法規の規定に基づいて付与される権利は、この地域全体に及ぶものとする。

(工業所有権の内容)

第5条 工業所有権は、その権利者に法定の限度、条件及び制限内で関連の発明、創造及び識別標識について、完全かつ排他的な収益、使用及び処分の権利を与えるものとする。

(工業所有権の証明)

第6条 本法規にいう工業所有権は、関係する権利を完全に識別するために必要な情報を含む対応する証明書によって証明されるものとする。

2 マカオにおいて効力を拡張するために関連の国際機関が発行した工業所有権の証明書は、前項にいう証明書と同一の効力を有する。

3 異なる工業所有権を有する権利者は、申請により次の各号に掲げる証明書を取得することができる。

a) 内容が工業所有権証明書の内容と類似する証明書

b) 関連の国際機関により付与された工業所有権に本地域において拡張された効力を持たせる保護証明書

c) 申請に関する証明書

4 第1項にいう証明書の様式は、総督が「政府公報」への登載により公示された指示により承認するものとする。

(損害賠償のための一時的保護)

第7条 工業所有権の出願後に、出願人は、関連の出願が「政府公報」への登載により公示された日から、工業所有権の付与を受けた時に受けるべき保護を一時的に受けることができる。ただし、当該一時的保護は、損害賠償の計算においてのみ考慮されることを目的とする。

2 出願が公開されていない場合であっても、出願人から出願されたことを知り、かつ、関連の出願書類に含まれる情報を受け取った者については、出願人は、同様の一時的保護を受けるものとする。

3 裁判所は、本条にいう保護を根拠として提起された訴訟について、特許の付与若しくは拒絶、又は登記若しくは登録の付与若しくは拒絶が確定されるまでは、判決を下してはならない。

(権限)

第8条 工業所有権を付与する権限は、経済局の局長（ポルトガル語の略称はDSEの局長）が有する。

(拒絶の一般的な理由)

第9条 工業所有権の付与を拒絶する理由は、次の各号に掲げるとおりである。

a) 関連の対象が保護を受けられない者である。

b) 公の秩序に関する規則に違反し又は善良の風俗に反する。

c) 出願人が意図的に不正競争を行ったと認定され、又は出願人にそのような意図があるか否かを問わず、不正競争をもたらす可能性があるとして認定された。

d) 関連の権利が誰に帰属するかを確定するための規則に違反した。

e) 本法規又は関連規則の規定により提出すべき書類が提出されない。

f) 工業所有権の付与を受けるために行われるべき手続き又は手順が履行されていない。

g) 支払うべき費用を支払っていない。

2 前項eからg号にいう場合において、出願人に対し、一定の期間内に関連の状況を適正化する旨を公文書により事前に通知していない限り、指示を受けるために関連の出願書類を上級部門に提出してはならない。

3 申請された証明書について取消理由を構成することができる事実の存在が確認された場合は、当該証明書の交付を拒絶する決定をすることなく、当該権利の全部又は一部の付与を要求する利害関係人に当該権利の全部又は一部を付与することを決定することができる。

(行為及び決定の公示)

第10条 経済局（ポルトガル語の略称はDSE）は、次の各号に掲げる行為及び決定を「政府公報」第2組内に登載して公示することを促さなければならない。

- a) 異なる類型の工業所有権の出願に関する公告
 - b) 異論申立て、異議申立て、無効訴訟又は取消訴訟の提起その他の事項に関する公告
 - c) 指示について行う通知
 - d) 外国特許の拡張に関するものを含む、工業所有権の付与及び付与の拒絶
 - e) 発明の実施に係る公開の申出に関する宣言、及び当該宣言の撤回又は失効
 - f) 工業所有権の更新及び回復
 - g) 工業所有権の移転
 - h) 工業所有権を放棄する旨の宣言
 - i) 工業所有権の失効の宣言を要求する申請、及び工業所有権の失効の宣言
 - j) 上訴過程においてで行われ、かつ確定した司法の裁定・判決、又は工業所有権に関する司法的見解を確立した司法の裁定・判決
- 2 「政府公報」への登載による公示は、当事者に直接通知する効力を有し、かつ、別段の定めがない限り、上訴期間及びその他の目的のために定められた期間も、当該公示が行われた時から起算する。
- 3 前項の規定の適用を妨げない前提の下で、公文書により当事者に通知を行う場合には、公文書に定める期間を準用し、当該期間は、通則により通知を行った時から起算しなければならない。
- 4 当事者又はその他の利害関係人は、経済局に対して関連の出願について下された決定及びその根拠に関する証明書の交付を直接請求することができる。関連の公告が「政府公報」に登載されていない場合であっても、同様である。

(工業所有権の移転の性質及び形態)

第11条 法律により明示的に制限がされている場合を除き、工業所有権は無償又は有償方式により全部又は一部を移転することができる。

- 2 生前の行為による移転は、文書によるものとし、そうでない場合は、無効とする。
- 3 前二項の規定は、工業所有権の付与を求める出願から生じる権利に適用する。

(実施許諾契約)

第12条 法律により明示的に制限されている場合を除き、工業所有権は無償若しくは有償で、又は全部若しくは一部をその実施許諾の対象とすることができる。工業所有権が存続期間に制限されている場合は、その実施許諾の期間も、存続期間と同じとし又はそれより短い期間とすることができる。

- 2 前項の規定は、工業所有権の付与を求める出願から生じる権利に適用する。ただし、工業所有権の付与が拒絶された場合は、関連の許諾は失効する。
- 3 実施許諾契約は、書面によるものとする。

(実施権者の権限及び受ける制限)

第13条 別段の定めがある場合を除き、法律上のすべての効力を生じさせるために、実施権者は実施許諾の対象となる権利の権利者として付与を受ける権限を有する。上記の規定は、次の各項の適用

を妨げない。

2 実施許諾は排他的でない性質に属すると推定する。

3 工業所有権の権利者が、実施許諾の有効期間中に当該実施許諾の対象の権利についてその他の実施許諾を与える権限を放棄した場合は、当該実施許諾は、排他的実施許諾とみなされる。

4 契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

a) 排他的実施許諾の実施は、権利者が当該許諾の対象である工業所有権を直接実施することを妨げない。

b) 工業所有権の権利者の書面による同意がない場合は、実施許諾により取得した権利を譲渡してはならない。

c) 工業所有権の権利者の書面による許諾を得た後、再実施許諾を行うことができる。

(差押え、仮差押え及び質権設定)

第14条 工業所有権は、法律に明確な制限がある場合を除き、差押え、仮差押え及び質権設定を受けることができる。

第二章 優先権

(出願の優先順位)

第15条 工業所有権は、本法規にいうその他の場合を除き、正規の方式により、かつ、必要なすべての書類を添えて、最初に出願した者に付与されるものとする。

2 郵送方式により願書を提出する場合は、書留又は同等の形式で提出しなければならない。先着順は書留の日付によって確定するものとする。

3 同一の権利にかかわる2件の出願が同時に提出され又は優先順位が同じである場合には、当該出願は、何れの出願が優先されるかについての問題が、利害関係人が合意により又は民事管轄権を有する裁判所が先に解決しない限り、関連の出願の処理を進めない。

4 出願に必要なすべての書類が即時に添付されていない場合は、優先順位は、最後の未提出書類が提出された日時に基づいて計算される。

5 出願の対象が「政府公報」への掲載により当初公示された公告から変更された場合は、新たな公告を公示し、出願の変更日からその変更された出願の優先順位を計算しなければならない。

(優先権)

第16条 世界貿易機関又は工業所有権の保護に関する国際連盟のいずれかに加盟している国若しくは地域、又はマカオにまで拡張された効力が生じる権利を付与する権利を有するいずれかの政府間組織に対して、本法規にいう工業所有権又は同類の権利の出願を正規の方式で行った者、及びその承継人は、マカオで関連の出願を行うために、「工業所有権の保護に関するパリ条約」にいう優先権を有する。

2 正規の出願の効力を有し、かつ、世界貿易機関若しくは工業所有権の保護に関する国際連盟のいずれかの加盟国若しくは地域の国内法若しくは域内法に基づき、又はこれらの国若しくは地域の間で締結された二国間若しくは多国間の協定に基づいて行われた上述の出願はいずれも、優先権の主張の基礎を構成する。

3 行われた出願が関連の国又は地域における当該出願日を確定することができるものである場合は、何らかの方法で当該出願に影響を及ぼす事後の状況が発生したとしても、すべて正規の出願とみなされる。

4 前項の規定に基づき、事後にマカオで提出されたが優先権の期間が満了していない出願につい

て、当該期間内に発生した事実により無効としてはならず、特に他の出願により、又は出願対象の公開若しくは実施により無効としてはならない。

(初めての出願)

第17条 先の最初の出願と同一の対象について後の出願が行われた日に、その初めての出願が公衆による審査を受けることなく、如何なる権利も残すことなく、かつ優先権の主張の基礎となることなく、取り下げられ、放棄され又は却下されている場合は、当該後の出願は、初めての出願とみなされ、優先権の期間は、その出願日から起算する。

2 前項にいう場合は、先の出願を優先権の主張の基礎としてはならない。

3 先の出願の優先権を利用しようとする者は、マカオにおける出願に当該先の出願が行われた国又は地域、出願日及び出願番号を記載した宣言書を添付しなければならない。

4 同一の出願において複数の優先権を主張する場合は、優先日に関する期間は、最も早い優先日から起算する。

(優先権の確認)

第18条 経済局は、優先権を主張する者に対し、最初の出願を受理した主体が適切に確認した謄本、及び最初の出願の出願日に関する証明書を提出するよう要求し、必要な場合は、何れかの公用語による翻訳文を提出するよう要求しなければならない。

2 前項にいう要件は、いつでも提出することができる。ただし、出願人は、出願日から3月以内に当該要件を満たすことができる。

3 出願の写しは、認証を必要としない。前項にいう期間に当該写しを提出した場合は、費用を納付する必要はない。

4 原出願人の権利が何れかの名義により継承された場合には、当該権利の継承は、マカオにおいて特許出願、登記又は登録に関する出願が行われた時点で証明されるものとする。

5 本条の規定に従わない場合には、優先権は喪失するものとする。

第三章 行政手続

(行為の実施を請求する正当性)

第19条 何れかの法律上の行為をすることを経済局に請求する正当性を有する者は、当該行為に利害関係を有する者とする。

(行為の実施を促す正当性)

第20条 次の各号に掲げる者に限り、手続中の行為の実施及び手続中の記録の作成を促すことができる。

a) 自然人である利害関係人本人、工業所有権の権利者本人又は関連行為について特別な権限を有する受託者、ただし、本地域に営業場所又は住所を有する者のみに限る。

b) 法人、かつ、本地域に住所を有する利害関係人又は工業所有権の権利者であって、その者がそのために任命された行政機関の構成員、行政管理職員、管理責任者又は従業員を通じて、本地域に住所を有する者

c) 工業所有権の正式な代理者であって、本地域において許可され又は認定された資格を有する者

d) 委託を受けた弁護士

- 2 受託者に委託した場合は、関連の通知は受託者に直接発出しなければならない。
- 3 委託を受けた受託者が1以上である場合は、出願人又は工業所有権の権利者が別段の指定をしない限り、関連の通知は、手続においてこれまでに書面による参加を行った最後の受託者に対して発出するものとし、この基準を採用することができない場合は、通知は、何れかの受託者に対して発出することができる。
- 4 ある行為の実施を促す際に、不備がある場合、又は当該行為の実施を促していない場合は、被代理人に、自己の所有する優先権を失うことなく、遵守すべき法令を延長することができない1月の期間内に履行するために直接通知するものとし、かつ、当該行為が履行されない場合は、関連の行為は効力を有するものとみなされないものとする。

(本地域に住所、法人の住所又は営業場所を有しない出願人)

第21条 工業所有権の付与を要求する出願が、本地域に住所又は法人の住所を有しておらず、営業場所も有しない利害関係人によって行われ又は送付された場合において、経済局は、受託者に委託していないときは、当該利害関係人に対し、前項に規定する1月以内に受託者に委託する旨を通知しなければならない。

- 2 前項にいう期間内に受託者に委託していない場合は、出願を却下する。

(出願書類の閲覧)

第22条 手続が公開段階に入った後に、何れの利害関係人も、第三者の権利に影響を及ぼさない限り、関連書類に含まれる書類に関する証明の提出、及び特許、登記又は登録出願と共に提出された図面、写真、平面図及び様式に関する写真謄本又は通常謄本の提出を要求することができる。

- 2 如何なる手続であっても、関連の出願が「政府公報」に登載された時に、公開段階に入ったものとみなされる。
- 3 出願が公告される前に、出願人及びその受託者は、次の各項に規定する場合を除き、上記の各条の規定に基づいて関連書類を閲覧することができる。
- 4 経済局は、関連の出願が公開されていない場合であっても、次の各号に掲げる事項を第三者に開示し、かつ、公表することができる。
 - a) 出願番号
 - b) 出願日。優先権を主張する場合は、さらに優先日、関連の国又は地域及び優先権主張の基礎となる出願番号
 - c) 出願人の氏名又は商業上の名称
 - d) 保護を受ける予定の1又は複数の対象を総括することができる名称若しくは標題、又は関連の対象の用途を総括することができる名称若しくは標題
- 5 関連の出願が公告されていない場合であっても、かつ、出願人の同意の有無に関係なく、次の各号に掲げる規定に基づいて、関連の出願書類の閲覧を許可することができる。
 - a) 関連の権利を有することを証明することができる者は、出願書類を閲覧することができる。ただし、附属書類に発明者又は創造者の氏名が記載されており、かつ、当該氏名を開示しないよう請求されている場合は、この限りでない。
 - b) 分割出願が公告された後に、第91条第6項の規定に基づき出願書類の閲覧を許可することができる。

(印刷物及び書類の形式的な要件)

第23条 工業所有権の出願は、専用の印刷物により行うものとし、当該印刷物の書式は総督が「政府公報」への登載により公示された指示により承認しなければならない。

2 前項にいう指示には、次の各号に掲げる内容を記載することができる。

a) 本法規にいう行為又は手続のほか、その他の行為又は手続における関連の印刷物の使用について定めた強制規定

b) コンピュータを使用する場合の、上述の印刷物の代替について定めた規定

3 経済局は、公衆向けサービス窓口において、本条にいう印刷物を無償で提供しなければならない。

4 経済局は「政府公報」への登載により公示された公告により、出願と共に提出された書類その他の情報について、その形式的な要件を定めることができる。

(出願の補正)

第24条 方式審査の結果、工業所有権の付与を要求する出願が適正に行われていないことが判明した場合は、出願人に対して指示を受けた方法で出願を行うよう通知するものとする。上記の規定は、第120条第3項の規定の適用を妨げない。

2 出願人はまた、権利を付与するか又は出願を却下する旨の指示が行われる前に、原出願の権利と異なる書類の他の権利の付与を受けるために、自発的に出願の再作成を請求することができる。

3 却下の指示が行われた後に、出願人は、上訴が可能な期間内又は上訴が提起されてから確定判決が下されるまでの間に、関連の出願から取得した権利を移転し、当該出願に制限を設け、又は書類若しくは宣言書を関連の出願書類に添付することができる。

4 前項にいう場合には、その他の利害関係人はまた、裁判所への偶発的上訴のために書類又は宣言書を出願書類に添付することができる。

5 第1項及び第2項にいう場合は、出願は、出願人がすでに所有している優先権を確認した上で、「政府公報」に再登載されるものとする。

6 その他の形式上の補正は、理由を十分に説明した申請書により関連の請求が提出され、かつ、適当な方法により公告されることを条件として、決定が下される前にも認められるものとする。

(出願の要件への適合)

第25条 関連の公告が「政府公報」に登載される前に、不備又は瑕疵が存在することが確認された場合は、出願人に、1月以内にその出願をその明細書に適合させるために必要な措置を講じるよう、その旨を通知しなければならない。

(署名の認定)

第26条 委託を受けた弁護士又は資格を有する受託者として登録された者以外の者によって提出された書類については、その上の署名は、通則に基づき認定しなければならない。

(通知)

第27条 経済局は異論申立書、異議申立書、陳述書、失効申請書及び出願書類を添付する手続に関するその他の書類について、手続に参加するすべての者に直ちに通知しなければならない。

2 異論申立て、異議申立て及び失効申請に関する公告は、情報提供の名目により「政府公報」に登載して公示しなければならない。

(簡条書きによる書類の写し)

第28条 異論申立書及びその他の同類の手続書類には、原本に添付されたすべての書類を、手続に参加した者の数と同数の複製を行ったものを含む謄本を添付しなければならない。また、保存用及び以

後出願書類を再作成する際の基礎として提出するための謄本1部を添付しなければならない。

(書類の併合及び返却)

第29条 関連文書は、関連の事実を援用するための手続に必要な書類に併合されなければならない。

2 上述の書類を速やかに取得することができない場合は、理由の説明を伴う指示を作成し、対立する当事者に通知した後に、期限を徒過して提出された書類を関連の出願書類に併合することができる。

3 次の各号に掲げる書類は、期限を徒過することなく書類を出願書類に併合することができる場合であっても、その併合が拒絶されるものとする。

- a) 既存の記述の不必要な重複を行っているものを含む、不相当又は不要な文書
- b) 無礼又は不適切な表現を用いて作成されたすべての書面文書

4 期限を徒過して提出され又は前項の規定に基づいて関連の出願書類との併合を拒絶された書類については、当事者又はその受託者に対し、5業務日以内に引き取る旨を通知しなければならない。かつ、期限内に引き取らない場合には、関連書類を関連の出願書類に併合することなく保存する旨を表明しなければならない。

(検査)

第30条 いずれかの営業場所又はその他の場所に対して検査を行おうとする当事者は、手続において行う陳述を支持し又は明確にするために、理由を明確に説明することにより、経済局に対して当該検査の実施を要求することができる。

2 対立する利害関係人の意見を聴取する前に、上述の要求を承認してはならない。このため、経済局は検査申請を受領した日から3業務日以内に、対立する利害関係人に通知しなければならない。

3 検査により発生した費用は、検査を申請した者が負担する。

4 検査の実施のために設けられた日の前日までに、検査の実施を要求した当事者は、この措置を講じる旨の要求を自由に放棄することができる。

5 検査の要求を速やかに放棄した場合又は検査の要求が拒絶された場合は、すでに納付された費用は、利害関係人に返還されなければならない。

6 手続の参加者が経済局の要求に応じて関連の状況の明確化のために協力することを拒絶した場合には、関連の決定を行う際には自由に判断するものとする。ただし、対立する利害関係人の原因により立証責任を負う者が立証することができない事態が発生した場合に生じる立証責任の転換に影響を及ぼさない。

7 経済局は、手続において発生した問題を適切な範囲で明確にする必要がある場合には、自主的に検査を行うことができる。

(決定の職権による変更)

第31条 ある指示が公示される前にそれを変更すべきであることが認定された場合は、関連の出願書類と共に、すでに決定した事項を変更すべきであるということを事後に知り、そのような状況に至った事実について作成した報告書を提出し、上官の指示を待つものとする。

2 上官の指示とは、実際に変更すべき決定に署名した者の上官が行う指示をいう。

(不要な内容の変更)

第32条 特許、登記又は登録の必要性及び特別な内容に影響を及ぼさない変更又は補正は、同一の手続内で行うことを認めることができる。ただし、関連の変更又は補正について正当な理由が示され、かつ、公示されることを条件とする。

- 2 本条にいう変更又は補正が行われた出願について、失効手続が係属している場合は、関連の出願を受理してはならない。
- 3 第1項にいう変更又は補正については、関連の証明書に適切な注記を付さなければならない。

(その他の出願書類に併合された書類)

第33条 複数の出願の基礎として使用される書類は、それが関係する1件の出願書類に併合され、その他の出願書類にのみ言及されることができる。ただし、委任状は例外であり、出願人が同一の受託者によって代理されている場合であっても、各出願書類に併合されるものとする。

2 上訴を提起する場合は、上訴人は、上述の書類に関する証明書を提出することにより、上述の書類に言及した出願書類を完全なものとし、関連の証明書を入手するための費用を負担する義務を有する。

3 前二項の規定を履行しない場合は、出願書類を裁判所に移送するための公文書においてその旨を記載しなければならない。かつ、そのために移送されるべき期間を超過してはならない。

(証明書の交付)

第34条 工業所有権の証明書は、上訴期間が満了した時又は上訴を提起した時に、裁判所の確定した裁定・判決が知らされた場合に限り利害関係人に交付することができる。

2 上述の交付は権利者又はその受託者に行い、かつ即時に受領証を請求するものとする。

(期間の計算)

第35条 本法規にいう期間は、別段の定めがある場合を除き、連続的に日数を数える方式により計算するものとする。

2 年金の納付期間、更新期間及び延長後の有効期間が満了する場合は、権利者に事前に通知しなければならず、当該通知は情報提供の名目のみで行うものとする。

(完全な回復)

第36条 工業所有権の出願人又は権利者が、個々の事情に応じて十分に注意を払っていたにもかかわらず、その本人の責めに直接帰することのできない理由により、当該権利の有効性を却下し又は影響を及ぼす可能性がある一定の期間を遵守することができない場合において、次の二号の要件が同時に満たされたときは、当該出願人又は権利者の権利は回復されるものとする。

a) 障害が消失した日から2月以内に、適切な理由を説明する書面の申請をする。

b) 前号にいう期間内に未履行の行為を実施し、かつ、その行為により納付すべき費用を納付する。

2 前項にいう申請は遵守することができなかつた期間が満了してから1年以内に提出した場合は、すべて受理される。

第四章 費用

(納付すべき費用)

第37条 本法規にいう各種行為については、総督が「政府公報」への登載により公示された指示により記載した料金表に従って費用を納付しなければならない。

2 出願の補足のために用いる情報を個別に提出するたびに、そのために定められた費用を納付しなければならない。

(納付方法)

第38条 関連費用は料金表に記載された行為の実施を要求する申請をする時に現金、小切手若しくは郵便為替、又は「政府公報」への登載により公示された経済局の公告にいうその他の方式により、当該金額を納付しなければならない。

2 申請するための費用について、その納付は前項の規定の制限を受けず、当該費用は経済局に申請した日から8業務日以内に納付することができる。

(定期費用の計算)

第39条 特許と半導体集積回路の回路配置の登記と関係がある年金、及び意匠とデザインの登録に関する5年に1度納付する費用は、その出願日から起算するものとする。

2 補充的保護証明書に関する年金は、関連の特許の有効期間が満了した日の翌日から起算するものとする。

3 その他の登記又は登録に関する定期費用は、登記又は登録された日から起算するものとする。

4 裁判所の裁定・判決により又は経過規定の適用により関連の特許、登記又は登録の有効期間の開始日が、上記の各項の規定の適用により得られた日と一致しない場合は、関連の年金又は定期費用は、有効期間の開始日から起算するものとする。

(納付期間)

第40条 前条第4項の規定を適用する場合を除き、特許と半導体集積回路の回路配置の登記に関する最初の2期分の年金、及びデザイン又は意匠の登録に関する5年に1度納付する第1期分の費用は、関連の出願費用に含まれるものとする。

2 その後の年金及び5年に1度納付する費用は、関連の権利が付与されていない場合であっても、期限が到来する6月前までに納付しなければならない。

3 補充的保護証明書に関する第1期の年金は、関連の特許の有効期間の最後の6月前までに納付しなければならないが、その後の年金は期限が到来する6月前までに納付しなければならない。

4 補充的保護証明書の有効期間が6月未満である場合は、いかなる年金も納付する必要はない。

5 第1項に該当しないその他の登記又は登録に関する費用は、次の各号に掲げる規定に従い納付しなければならない。

a) 関連の権利の付与を受けた日から、当該権利付与が「政府公報」への登載により公示されてから6月以内に、当該費用を関連の証明書の費用と共に納付する。

b) 登記又は登録の更新費用については、関連の登記又は登録の有効期間の最後の6月前までに費用を納付しなければならない。

(追納費用及び回復)

第41条 前条にいう費用は、その有効期間が満了してから6月以内は追納費用と共に納付することができる。そうでない場合は、工業所有権は失効する。

2 いずれかの特許、登記又は登録が費用の未払いにより失効した後に、その有効期間が満了した日から1年以内は当該特許、登記又は登録の回復を要求することができる。

3 未払い費用の3倍の金額を支払い、かつ、第三者の権利に影響を及ぼさない場合に限り、前項にいう特許、登記又は登録の回復について許可することができる。

(費用の減額)

第42条 特許の出願、半導体集積回路の回路配置、デザイン及び意匠の登記又は登録の出願のために納付を要する費用、並びに特許、半導体集積回路の回路配置、デザイン及び意匠の登記又は登録を維持するために納付すべき費用について、当事者が請求し、かつ、その納付が十分な利益を有しないことが証明された場合は、総督が「政府公報」への登載により公示された指示に基づき、定めた内容に従い上述の費用を減額することができる。

2 前項にいう指示は、発明の実施のための公開の申出に関する宣言を行った特許出願人又は特許権者が納付すべき費用についても、関連の減免方式を定めるものとする。

(費用の返還)

第43条 上記の各条にいう費用は、当事者に返還しないものとする。ただし、不当に納付されたことが証明された場合は、この限りでない。

2 前項の最後にいう費用の返還は、利害関係人の請求に応じて、経済局の局長が指示によりこれを決定する。

(費用納付の中止)

第44条 工業所有権を対象とする訴訟に係争中であるか、又は当該工業所有権に対して実施された仮差押え若しくは封印が終了していない期間は、関連の段階において期限が到来した定期費用の未払いを理由に当該工業所有権の失効を宣言してはならない。

2 前項にいういずれかの裁定・判決が確定した後に、経済局は、この旨を「政府公報」に登載して公示するよう促すものとする。すべての未払い費用は公示の日から1年以内に納付しなければならない。ただし、追納費用は納付する必要がない

3 前項にいう期間内に未払い費用が納付されない場合は、関連の工業所有権は失効とする。

4 第2項の規定の適用上、裁判所事務局は関連の訴訟、仮差押え又は封印が完了した後に、直ちに職権により又は当事者の請求により、この事について経済局に必要な公式の通知を發出しなければならない。

(本地域に帰属する権利)

第45条 本地域に帰属する工業所有権であって、何れかの性質の企業によって実施され又は使用されているものについては、当該権利は関連の工業所有権の出願、付与、更新及び回復の手順並びに関連費用の納付に従うものとする。

(費用の帰属)

第46条 本法規の規定に基づいて徴収された費用は、そのうち100分の40を本地域の収入とし、100分の60を工商業発展基金の収入とする。

第五章 工業所有権の終了

(無効の一般的な理由)

第47条 工業所有権証明書は、次の各号に掲げる状況が発生したことが証明された場合には、その全部又は一部を無効とする。

- a) 対象が保護を受けることができないものに属する。
- b) 公の秩序に関する規則に違反し又は善良の風俗に反する。
- c) 工業所有権の付与を受けるために行われるべき手続又は手順が履行されていない。

(取消可能な一般的な理由)

第48条 工業所有権証明書は、工業所有権の帰属を確定するための規定に違反した場合には、その全部又は一部を取り消すことができる。工業所有権証明書が、優先権又はその他の法定名義に基づく第三者の権利を考慮せずに交付された場合は、関連の証明書も一般的な状況において全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 利害関係人は、法律上の条件が満たされている場合には、関連の証明書の取消請求の代わりに、関連の証明書の全部又は一部を自己の名義に変更することを請求することができる。
- 3 相反する定めがある場合を除き、取消訴訟は取消の理由としての事実を知ってから1年以内に、一般管轄裁判所に提起しなければならない。
- 4 悪意により取得した証明書について、その取消権は時効の制約を受けない。

(無効又は取消宣告の訴訟)

第49条 無効又は取消の宣告は、司法の裁定・判決のみに基づき行うことができる。

- 2 関連の訴訟は、検察院又はいずれかの利害関係人が登録された権利者に対して提起しなければならない。訴訟提起の公告の公示日前にすでに経済局に関連の派生的権利について注記の実施を申請した者は、すべて召喚に応じなければならない。
- 3 裁判所事務局は、関連の訴訟の提起を経済局に通知しなければならない。かつ、裁定・判決が確定した後、文字入力方式により作成し又はその他の本法規にいう効力を生じさせるための適当な媒体に保存した裁定・判決の写し1部を経済局に提出しなければならない。

(無効又は取消宣告の効力)

第50条 無効の宣告は、義務の履行、確定した判決の執行、未だ認可されていないものも含む和解の執行及び同類の性質の行為によりすでに生じた効力に影響を及ぼさない。

(失効の一般的な理由)

第51条 工業所有権は次の各号に掲げる場合に失効する。

- a) 存続期間が満了した。
- b) 納付すべき費用を納付していない。
- c) 権利者が放棄した。
- 2 前項a号及びb号にいう失効の理由により、工業所有権は自動的に失効し、公示する必要はない。
- 3 前項c号にいう失効の一般的な理由及び本法規にいう失効の特別な理由により自動的に失効することはない。ただし、何れの利害関係人も、司法的手段又は非司法的手段を通じて主張することができる。
- 4 何れかの利害関係人は、自動的に失効する理由により生じた失効について、注記が付されていない場合は、注記の実施を請求することもできる。

(失効宣言の申請)

第52条 失効宣言の申請は、経済局に提出しなければならない。

- 2 失効の理由が権利の放棄である場合を除き、失効宣言の申請について関連の登記又は登録の権利者に、応答する意思がある場合は2月以内に応答しなければならない旨を通知しなければならない。
- 3 前項にいう期間は、利害関係人が速やかに提出した請求に応じて、1月延長することができる。

- 4 対立する当事者に明確な異議申立ての意思を表示せず、かつ、考慮に値する理由がある場合に限り、再度同様の延期を行うことができる。
- 5 応答期間が満了した後に、経済局は1月以内に関連の特許、登記又は登録の失効を宣言するか否かを決定するものとする。

(放棄)

第53条 権利者は、その工業所有権の付与を要求する出願を放棄することができ、かつ、当該放棄の請求が経済局に書面で行われることを条件として、その保有する工業所有権を放棄することもできる。

- 2 工業所有権の性質によって許容される場合は、一部を放棄することができる。
- 3 放棄した者が放棄の請求書に署名しない場合は、その受託者は、特別な権限の付与を受けた旨の委任状を申請書に添付しなければならない。
- 4 放棄の実施は、注記が付された派生的権利に影響を及ぼさない。ただし、その権利者は、適切な通知を受領した後に、当該権利を保障するために必要な限度内で、主たる権利者に代わって関連の証明書を保存しなければならない。
- 5 出願の放棄が確認された後に、当該出願の固有の権利は、当該放棄により失効する。

第二編 工業所有権の登記又は登録

(権限及び目的)

第54条 工業所有権の登記又は登録は、コンピュータに保存されたデータを基に、経済局が行うものとし、その登記又は登録は、付与された工業所有権及び工業所有権を変更し又は終了させる行為についていつでも理解することができるようにすることを目的とする。

- 2 許諾を受け又は出願人が明示的に請求する場合を除き、工業所有権の付与を要求する出願が公開される前に、当該出願にかかわる如何なる事実も登記又は登録に記入してはならない。ただし、第22条の規定の適用を妨げない。

(資格を有する受託者の登記又は登録)

第55条 工業所有権の登記又は登録は、受託者の登記又は登録により補完しなければならず、その目的は、第20条第1項b号の最後にいう者、関連の委任により制限される可能性がある者、並びに経済局の許可を受けたマカオの工業所有権の代理人及び適用法に基づいて本地域において業務を行う資格認められている外地出身の工業所有権の公式代理人について、公衆の理解を確保することである。

(工業所有権の付与の登記又は登録の内容)

第56条 工業所有権の付与の登記又は登録には、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。

- a) 関連の権利の種類
 - b) 権利者の氏名又は商業上の名称
 - c) 証明書の番号
 - d) 有効期間の開始日
 - e) 関連の発明又は回路配置を総括することができる対象の名称又は標題、及び当該対象の説明
 - f) 登記又は登録されたデザイン、意匠、商標又は標識の対象の複製
- 2 経済局の局長は、前項にいう内容のほか、公衆への伝達に関する制限又は禁止に従うことを条件

として、その他の内容を登記又は登録に含めることを決定することができる。

(注記すべき事項)

第57条 次の各号に掲げる事項は、関連の証明書に登録し、工業所有権の付与に関する登記又は登録において記載方式により注記されるものとする。

- a) 工業所有権の移転
- b) 実施許諾の付与
- c) 発明の実施に係る公開の申出に関する宣言及び当該宣言の取下げ又は失効
- d) 担保権又は用益権の設定、封印及び仮差押え
- e) 権利無効又は権利取消の宣告に関する司法訴訟
- f) 第32条の規定による内容の変更
- g) 工業所有権の変更又は終了に関するその他の事項又は決定

2 当事者又はその承継人の間では、第1項にいう事項をいつでも援用することができる。ただし、当該事項は、その注記が付された後にのみ第三者に対して効力を生じる。

(発起及び形式)

第58条 注記の作成は、何れかの利害関係人の申請により決定されるものとし、当該申請には注記すべき事項を確認する書類を添付しなければならない。

2 譲渡人が関連の移転について注記を申請する場合は、譲受人は、移転を証明する書類に署名し又は移転を受ける旨を宣言しなければならない。

3 証明書は、注記が付された後に申請者に返却されるものとし、関連の申請及び書類は出願書類に保管されるものとする。

4 経済局は、職権により、強制実施許諾の付与に関する注記の実施、及び前条第1項e号にいう司法訴訟に関する注記の実施を促すことができる。

(登記又は登録の閲覧)

第59条 第54条及び第55条にいう登記又は登録は、公開の性質を有するものであり、特に、何人も、登記又は登録、提出された書類及び公示された行為について証明書の発行を請求することができ、また、本法規にいう公示された日の表示を請求することができる。

第三編 工業所有権の類型

第一章 発明

第一節 通則

第一分節 保護の対象

(保護の対象)

第60条 本分節にいう特許の付与を受けることができる要件に適合する発明は、特許証明書の取得を通じて本法規の保護の対象になることができる。

(特許付与の要件)

第61条 製品又は製品、物質若しくは構造成分の生産方法に関する技術分野における発明は、生物から構成され若しくは生物を含むある製品にかかわる発明、又は生物を生産、処理若しくは使用する

ことができるある種の方法にかかわる発明であっても、次の各号に掲げる特徴を備えている限り、特許の付与を受けることができる。

- a) 新規性
- b) 進歩性を含む
- c) 産業上の利用可能性

(特許付与の例外及び制限)

第62条 次の各号に掲げるものについては、特許の付与を受けることができない。

- a) 発見、科学的原理及び数学的方法
- b) 自然界に存在する材料又は物質及び核材料
- c) 美的創作物
- d) ゲーム又は経済活動の分野において知的活動を行うための計画、原則及び方法、並びに単なるコンピュータプログラム
- e) 情報の提供

2 次の各号に掲げるものについても、特許を付与してはならない。

- a) 法律及び公序良俗に違反し、公衆の健康を損ね又は善良の風俗に反する商業的事業の対象としての発明
- b) 人体又は動物の体の外科的対処方法又は治療方法及び人体又は動物の体に対する診断方法、ただし、上述の方法において使用される製品、物質又は構成成分は含まない。

- c) 植物の品種又は動物の種類、及び植物又は動物を生産するための基本的に生物学に属する方法

3 前項a号の規定に基づき、特に次の各号に掲げるものについては、特許を付与してはならない。

- a) 形成期と成長期にある人体、及び遺伝子の配列又は部分配列を含む、人体の構成要素に関する単純な発見
- b) ヒトの複製方法
- c) ヒト胚の遺伝的同一性を変更する方法
- d) 産業上又は商業上の目的のためのヒト胚の使用
- e) 動物に対して痛みを伴うが人類又は動物に対する実質的な医療用途ではない動物の遺伝的同一性を変更する方法、及び当該方法により生産された動物

4 第1項の規定について、特許の付与を要求する対象が第1項にいう内容に該当する内容及び第一項にいう内容として特許の付与が要求された場合に限り、特許の付与の可能性を排除する。

5 第2項a号にいう効力を生じさせるため、単に法律又は規則の規定により関連の商業的事業の実施が禁止されていることを理由として当該特許の付与の可能性を排除してはならない。

(特許の付与を受ける場合の特例)

第63条 前条の規定は、次の各号に掲げる内容について特許の付与を受けることを妨げるものではない。

a) 前条第2項b号にいう方法の実施に用いられる物質又は構成成分であって、先行技術に含まれるもの。ただし、当該物質又は構成成分の同号にいう何れかの方法に使用することが先行技術に含まれない場合に限る。

b) 遺伝子の配列又は部分配列を含む構成要素であって、関連の構成要素の構造が自然の構成要素の構造と同一である場合であっても、人体から分離されたもの又は技術的方法によりその他の方法により生成されたもの。

c) 植物又は動物を対象とする発明、ただし、当該発明の技術的实施が特定の植物の品種又は動物の種類に限定されないことを条件とする。

d) 自然環境から分離され又はある種の技術的方法により生成された生物であって、当該生物が自然環境においてすでに存在していた場合も同様とする。

e) 微生物学的方法又はその他の技術的方法を対象とし、又は当該方法を用いて得られる製品を対象とする発明

2 前項b号の効力を生じさせるため、遺伝子の配列又は部分配列に関する産業上の利用可能性については、特許出願において具体的に説明しなければならない。

(生物学的方法及び生物——定義)

第64条 第62条及び第63条にいう効力を生じさせるため、各用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

a) 植物又は動物の生産に関する基本的に生物学に属する方法：完全に自然現象（異種交配又は選択交配等）に属するすべての方法

b) 微生物学的方法：ある種の微生物の介在又はある種の微生物の生成を含む、ある種の微生物を使用するすべての方法

c) 生物：遺伝情報を含み、かつ生態系内で自動的に複製し又は複製することができるすべての物質

(先行技術)

第65条 1件の発明が先行技術に含まれていない場合は、新規性を有する。

2 先行技術とは、特許の出願日前に、本地域又は本地域以外において、説明、使用又はその他の手段により公衆に知られていたすべての技術をいう。

3 特許の出願日前に本地域において効力を生じさせるために提出されたが、未だ公開されていない各特許出願の内容も、先行技術に含まれるものとみなす。

(進歩性)

第66条 先行技術から明らかでない方法で得られた発明は、当業者にとっては、進歩性を含む発明とみなされる。

(産業上の利用可能性)

第67条 発明の対象が何れかの種類の企業活動において製造又は使用可能である場合は、その発明は産業上の利用可能性を有する。

(新規性喪失の例外)

第68条 次の各号に掲げる公開は、発明の新規性に影響を及ぼさない。

a) 科学界及び専門技術にかかわる団体に対する公開、又はマカオ若しくはマカオ以外で実施される公式若しくは公式に承認された競技会、展示会及び見本市における公開。ただし、関連の特許出願が12月以内に本地域において提出された場合に限る。

b) 発明者若しくはその何れかの名義の承継人にとって明らかな濫用に該当する公開、又は経済局の不適切な公示による公開

2 この規定は、出願人が特許出願日から3月以内に、関連の発明が確実に前項a号にいう状況において公開されていることを確認した場合にのみ適用する。

第二分節 特許権

(特許権)

第69条 特許権は、発明者又はその何れかの名義の承継人に帰属する。ただし、労働契約の履行期間に行われた発明に関する規定がある場合は、この限りでない。

2 発明者が2以上いる場合は、何れの発明者も、発明者全員に利益をもたらす方法により特許を出願する権利を有する。

(労働契約の範囲内で行われた発明)

第70条 労働契約の履行期間に発明を行った者は、次の各号に掲げる期間内にその旨を所属する企業に通知しなければならない。

- a) 発明が完成してから2月
- b) 前号にいう期間内に経済局に特許出願を提出した場合は、出願から1月
- c) 次項にいう状況に該当する場合は、特許出願から1月

2 発明者が企業を離職した日から1年以内に特許を出願した発明については、関連の労働契約の履行期間に行われたものと推定する。

3 第1項にいう義務を履行していない者は、通則に基づき民事責任を負うものとする。関連の労働契約が終了していない者は、労務責任を負うものとする。

4 企業及び発明者は、何人も特許権の取得に影響を及ぼす可能性があるような公開行為をしてはならない。

(発明権の付与)

第71条 前条にいう発明について企業の業務範囲内で次の各号に掲げる事由により行われた場合は、発明権は、当該企業に帰属する。

a) 従業員に対してその与えられた職務に確実に適合する発明活動の実施を明示的に要求する旨の条項を含む労働契約

b) 従業員に対して実施を明確に要求する研究又は調査

2 関連の従業員が企業から提供された知識、技術的方法又は情報を使用したことがある場合は、その発明が当該企業の業務範囲に属していない場合であっても、関連の発明権は当該企業に帰属する。

3 発明権は、上記二項にいう場合を除き、従業員に帰属する。

(発明者の報酬)

第72条 前条第1項及び第2項にいう場合において、関連の労働契約又はその他の書面により発明者の発明活動に対して特別の報酬が与えられない場合には、当該発明者は、その発明の重要性に応じた報酬を受ける権利を有する。

2 企業が当事者の定める期間内に発明者に与えるべき報酬を完全に支払わなかった場合は、特許権を喪失し、当該特許権を発明者に移転する。

3 報酬の金額について合意が成立しない場合には、関連の問題は仲裁により解決されるものとする。

4 報酬の金額を決定するに当たっては、評価に値するすべての状況、特に次の各号に掲げる状況を考慮しなければならない。

- a) 発明の経済的な重要性、及び企業の発展又は再生に対する発明の貢献度
- b) 発明者個人の努力、及び発明者がその他の従業員から得た発明の実施に対する援助
- c) 企業の経済力及び規模
- d) 企業が発明者に与えた給与及びその他の利益

(繰上げ放棄の禁止)

第73条 発明者が上記の各条の規定に基づき有する権利は、繰上げ放棄の対象としてはならない。

(より有利な制度)

第74条 労働契約において定められている制度が全体的に発明者にとってより有利な制度である場合は、第70条から第72条までの規定を適用せず、労働契約において定められている制度を適用する。

(発明者の氏名表示権)

第75条 特許の出願が発明者の名義により行われていない場合は、発明者は、関連の願書及び特許証明書に当該身分により記載される権利を有する。

2 発明者は、書面により、その発明者の身分が関連の出願により行われた公示において記載されないよう要求することができる。

(公共の主体への適用)

第76条 相反する規定がある場合を除き、本分節の規定は、本地域とその公務員、役務を提供する者及び如何なる名義においても役務を提供するその他の者の間の関係にも適用する。

第三分節 特許手続

(出願の形式)

第77条 特許出願は本地域の公用語により作成された願書により行うものとする。当該願書には、出願人の氏名又は商業上の名称、その国籍及び住所又は営業場所の所在地を明記し、かつ、次の各号に掲げる情報を一式3部作成して添付するものとする。

- a) 発明の対象を総括することができる名称又は標題
- b) 発明の対象の明細書
- c) 新規性を有すると認めら、かつ、発明の特徴であると認められる内容について作成された請求の範囲
- d) 第17条第3項の規定に基づく優先権の主張。ただし、優先権を主張する場合に限る。

2 明細書には、発明の対象を構成するすべての内容を簡潔に、明確に、余すことなく、漏れのない方式により記載し、発明の実施方法の少なくとも1つについて詳細に説明し、当業者が当該発明を実施することができるようにしなければならない。

3 請求の範囲は、保護を要求する対象を特定するものとし、かつ、はっきりと、明確にかつ正確に記載しなければならない。請求の範囲は、明細書を基礎とし、適当な状況において次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- a) 発明の対象を記載し、かつ請求項の内容を確定するために必要な要素が相互に組み合わされているが先行技術の範囲に属する技術的特徴を記載しなければならない序文部分
- b) 「……を特徴とする」という文言の後に置かなければならない特徴部分であって、各項目が前

号にいう特徴と結びつけて請求項に係る保護範囲を確定する技術的特徴を指摘しなければならない。

4 発明を主張するために用いられる仮想語は請求項の対象を構成しない。

(バイオ技術の発明の明細書)

第78条 発明が、公衆が取得することのできない生物に関係し、かつ、当業者が当該発明を実施することができる方式により特許出願において説明することができない場合、又は当該発明が、公衆が取得することができない種類に属する生物の使用を伴う場合は、特許を受けるために、関連の明細書は、次の各号に掲げる場合に限り、完全なものとみなされる。

a) 遅くとも特許出願日に、総督が「政府公報」への登載により公示された訓令により定めた規定に従い、当該生物が認可された寄託機関に寄託されている。

b) 出願人が有する寄託生物の特徴にかかわる情報が特許出願に含まれている。

c) 特許出願内に寄託機関及び寄託番号が明記されている。

(出願の補充資料)

第79条 第77条にいう情報、及び前条の規定を適用する場合は、前条にいう情報に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

a) 要約書

b) 明細書の正確な理解に必要な図面

c) 発明者の氏名及び居住する国又は地域

d) 出願費用が納付されたことを証明する書類

2 該当する場合には、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

a) 優先権の主張を証明する書類

b) 発明者がその身分の公開に異議を申立てる旨の宣言

c) 出願人が発明者又は唯一の発明者でない場合に限り、特許権所有の基礎となる事実に関する簡潔な陳述

d) 必要な翻訳文、特に第85条第3項の規定に基づき提供すべき翻訳文

3 図面は、発明を理解するために十分に必要な数の投影図で構成されるものとする。

4 「政府公報」への登載により公示された要約書は、技術情報の提供のみを目的としており、その他の目的のため、特に、要求する保護の範囲を決定するために使用されてはならない。要約書とは、明細書、請求の範囲及び図面の内容の概要をいい、150語又は400字を超えないことが望ましい。

(願書及び発明の単一性)

第80条 同一の願書において、1以上の特許を出願してはならず、また、1以上の発明について1の特許のみを出願してはならない。

2 1以上の発明の間に唯一の1の総発明の構想を構成するほどの関連がある場合は、それは1の発明のみとみなされる。

3 前項の規定に基づき、特に次の各号に掲げるものを同一の出願に含めることができる。

a) ある製品に対する1の独立請求項、当該製品を製造するために特別に構想した一種の方法に対する1の独立請求項、及び当該製品を使用するために特別に構想した一種の方法に対する1の独立請求項

b) ある方法に対する1の独立請求項、及び当該方法を実施するために特別に構想した一種の装置

又は機器に対する1の独立請求項

c) ある製品に対する1の独立請求項、ある方法に対する1の独立請求項、及び当該方法を実施するために特別に構想した一種の装置又は機器に対する1の独立請求項

(複数優先)

第81条 関連の優先権が異なる国又は地域から生じた場合であっても、同一の特許出願において複数の優先権を主張することができる。優先日にかかわる期間は、最も早い優先日から起算するものとする。

2 複数の優先権を主張する場合は、同一の請求の範囲においてこれを主張することができる。

3 特許の出願に関して1又は2以上の優先権を主張する場合は、優先権の範囲は、当該1又は2以上の優先権の主張を伴う特許出願に含まれているもののみとする。

4 優先権を主張する発明に関する特定の事項が先願における請求の範囲に含まれていない場合には、当該優先権は、先願に添付された一連の書類の1において当該事項が正確に反映されている限り、考慮される。

(形式上の審査)

第82条 経済局は、出願を受領した後2月以内に、それに対して方式審査を行い、当該出願が第77条から第79条までの規定に基づき必要な各種情報を揃えているか否かを確認する。

2 出願に備えなければならない情報が欠落しているか又はその情報に不備が存在する場合は、経済局がこれについて出願人に通知を發出してから2月以内に当該出願を規則に適合させ、又は当該通知がない場合は、出願日から4月以内に当該出願を規則に適合させなければならない。上述の2つの期間は、いずれも理由の説明を添付した請求により2月延長することができる。

3 第15条にいう効力を生じさせるための出願の優先権は、第77条及び第78条にいう情報が完全な方法で提出された日によって定められる。利害関係人が請求した場合には、経済局は、出願に対応する証明書を交付する。

4 本条にいう方式審査段階においては、第80条にいう要件を満たさない出願も受理することができる。

5 第2項にいう通知が發出されなかったか又は受領されなかった場合でも、出願人は、特許の付与の効力を生じさせるために、法定期間内に出願の不備を補正するものとする。

6 第2項の規定に基づいて適用される期間が満了した後に、出願の瑕疵又は不備が補正されていないことが判明した場合は、当該出願を却下し、関連の公告を「政府公報」への登載により公示するものとし、この場合は、次条に定める公示は行わない。

(公衆に公開する公告)

第83条 経済局は、出願日から又は優先権を主張する場合は自主的に提出された日から満18月が経過したときは、「政府公報」への登載による公示を促すものとし、関連の出願書類は、公告日から公衆の閲覧に供することができる。

2 次の各号に掲げる条件が満たされている場合において、出願人が請求するときは、前項にいう期間が満了する前に、関連の出願書類を公開することができる。

a) 特許出願日から少なくとも2月が経過している。

b) 第82条の規定に基づいて、出願が不備を補正すべき段階にない。

c) 繰上げ公開の請求について必要な費用が納付されている。

(異論申立て)

第84条 何れの第三者も、公示の日から、特許が付与される日まで、出願対象である発明に特許を付与することができることに関し、経済局に書面で異論を唱えることができる。

2 上述の異論申立ては、出願人に転送されるものとし、出願人は、上述の異論申立ての通知を受領してから4月以内に応答することができる。

(審査報告書及び指定された主体)

第85条 指定された主体の何れかにより作成された発明審査報告書が、関連の請求の範囲の最後の本文を対象とし、かつ、当該請求の範囲に図面が添付されている場合は、当該図面も対象とする。報告書の目的は、発明の新規性及び進歩性を判断する場合に考慮すべき先行技術に関する情報を詳細に記載することである。

2 上述の指定された主体は、欧州特許庁及び総督が「政府公報」への登載により公示された指示により詳細に記載したその他の主体を含む。

3 前項にいう指示には、関連の指定された主体との間で署名された提携契約を適切な方法により実施するための手続に関する規定、特に、出願人が提出すべき書類の使用言語及び／又は出願人が提出すべき翻訳文に関する規定を含めることができ、又は公示することを決定することができる。

(発明の審査)

第86条 出願人は、主たる出願又は分割出願の出願日から7年以内に、次の各号に掲げる情報を経済局に提出しなければならない。そうでない場合は、関連の特許出願は却下される。

a) 指定された主体の何れかによる審査報告書の作成を請求する申請

b) 指定された主体の何れかにより作成され、マカオにおける特許の付与を請求する発明を対象とする審査報告書

c) 指定された主体の何れかが作成した1又は2以上の審査報告書。関連の報告書は、特許又は同類の工業所有権証明書1又は2以上の出願にかかわるものであり、かつ、その優先権の主張がマカオにおける特許出願のためである場合、又は上述の出願の優先権主張がマカオにおける特許出願の優先権主張と同じであり若しくはマカオにおける特許出願の優先権を主張する場合。

2 前項c号にいう場合は、利害関係人は、上述の特許出願又は同類の工業所有権証明書の申請に関する確認を経た謄本を添付しなければならない。経済局は、本地域の公用語の何れかにより作成された翻訳文の提出を要求することができる。

3 指定された主体は、特許出願内の請求の範囲の主たる対象に関連する部分、及び指定された期間内に審査追加費用が納付された特許出願の各部分について審査報告書を作成するものとする。

4 指定された期間内に審査追加費用が納付されていない特許出願の各部分は、分割出願に含まれていない場合に限り、取り下げられたものとみなす。

5 審査報告書の作成を要求する申請には、特許出願において第1項b号又はc号にいう書類にかかわる各部分を詳細に記載しなければならない。

6 特許出願が、第三者が次条の規定に基づき介入する対象となった場合は、出願人は、上記の各項にいう情報の提出を免除される。

(第三者による審査報告書作成の申請)

第87条 出願人が前条にいう審査報告書の作成を請求しない場合は、何人も、特許出願書類が公衆に公開された日から、特許出願日から7年の期間が満了するまで、当該報告書の作成を請求することができる。

2 第三者が前項の規定に基づき介入する場合は、出願人に通知されるものとし、出願人は、作成さ

れた審査報告書写しを1通取得し、かつ、第89条にいう権限を行使することができる。

(審査報告書作成の申請に対する拒絶)

第88条 審査報告書作成の申請は、次の各号に掲げる場合は拒絶されるものとする。

- a) 審査費用が納付された旨の証拠が添付されていない。
- b) 本法規にいうその他の要件に適合していない。
- c) 特許出願が、第82条に基づき、不備を補正する段階にある。

(請求の範囲、明細書又は図面の変更)

第89条 出願人は、請求の範囲、明細書及び図面を変更する権利を有する。

- a) 1回限りの変更は、審査報告書作成の申請が提出されるまで、又は経済局が第86条第1項b号若しくはc号にいう書類を受領するまで、行うことができる。
 - b) 1回限りの変更は、第86条第1項b号若しくはc号にいう書類が経済局に提出された後、又は審査報告書を受領した後に、行うことができる。
 - c) 分割出願を提出する場合には、1回限りの変更をすることができる。
- 2 特許出願を変更する場合は、その対象が出願に含まれている出願内容を超えて変更してはならない。
 - 3 本条にいう変更権には、発明の名称及び概要の調整、並びに簡潔な評論の提出が含まれる。
 - 4 第1項b号にいう変更権は、同号にいう行為が実施されてから4月以内に行使しなければならない。
 - 5 第1項c号にいう変更権は、分割出願後4月以内に行使することができる。ただし、前項にいう期間を超えない場合に限る。
 - 6 変更を行うたびに、そのために定められた費用を納付しなければならない。

(審査報告書の作成段階における不備に対する補正)

第90条 指定された主体が、技術分野がその検索の対象から一時的に除外されたことにより審査報告書を作成しなかった場合、又は特定の場合は検索を行わない旨を決定した場合には、経済局は、当該決定を出願人に通知するものとし、当該通知は、特許付与の効力に関して審査報告書に代わるものとする。

2 経済局は、指定された主体が次の各号に掲げる状況が発生したと認めた場合には、審査報告書を作成することができない旨を出願人に通知しなければならない。

a) 明細書、請求の範囲又は図面が所定の要件を満たしていないため、実質的な検索を行うことができない。

b) 特許出願の対象が発明又は特許の付与が可能な範囲の概念に含まれていないか、又はその他の理由によりその指定された主体が検索を行う必要がない。

3 前項にいう場合においては、出願人は、通知を受領してから4月以内に第89条の規定に基づき関連の特許出願の不備を補正し、かつ、審査報告書作成の申請を再度提出することができる。

4 審査報告書作成の申請が再提出された後に、指定された主体がなお補正された特許出願に応じてその元の結論を変更することができないと判断した場合には、出願人は、理由の説明を添付して異議を申し立てることができる。

5 異議申立ては、関連の発明が明らかに特許の付与を受けることができない場合、前項にいう異議申立てが経済局によって定められた期間内に行われなかった場合、又はこの期間が定められていない状況において第86条第1項にいう期間が満了する前に上述の異議申立てがなされなかった場合は、

当該異議申立ては受理されない。

6 第86条第1項b号及びc号にいう書類に基づき第2項にいう結論が得られた場合、又は当該書類が本法規若しくは関連規則の規定にいう要件を満たしていない場合には、経済局は、その旨を出願人に通知するものとし、出願人は、4月以内に書類の不備を補正するか又は審査報告書の作成を申請することができる。

7 第86条第1項にいう期間が満了した後に、第3項及び第6項にいう審査報告書作成の申請が行われた場合は、当該申請は却下されるものとする。

(分割出願)

第91条 出願人本人又は指定された主体が、特許出願が第80条にいう発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合には、出願人は、不可逆的な方法によりその出願を分割し、1又は2以上の分割出願を行う権利を有するが、当該出願は原出願によりその受ける保護が相応の制限を受ける。

2 前項にいう権限は、審査報告書作成を申請してから出願人が当該報告書を受領するまでの間は行使してはならない。

3 原出願に与えられる保護により構成される制限は、1又は2以上の請求の範囲、明細書内の文言又は図面内の投影図を削除することにより、又は例外的に第89条の規定に基づいて請求の範囲、明細書又は図面を変更することにより行われる。

4 分割出願は、分割出願がすでに提出された原出願の範囲に属するときに行うことができる。この場合、分割出願には、原出願の優先日及びそれに対応する優先権が付与される。

5 1の分割出願を提出する場合は、1の特許出願にあたり納付すべき費用、及び原出願日後に納付期限が到来する年金を納付するものとする。年金の金額は、分割出願する時に納付すべき金額に準ずる。

6 分割出願が公開された後は、何人も、原出願が未だ公開されていないか又は出願人の同意を得ていない場合であっても、原出願の出願書類を閲覧することができる。

(司法訴訟後の分割出願)

第92条 特許が発明の単一性の要件を満たしていないことを条件として付与され、かつ、当該要件を満たしていないことが第三者により提起された訴訟の結果として裁判所により証明された場合は、特許権者は、1又は2以上の分割出願を提出しなければならないが、そうでない場合は、特許の主たる対象と直接関係のない権利は消滅する。

(分割出願の期間及び内容)

第93条 分割出願は、次の各号に掲げる日から起算して4月以内にのみ行うことができる。

a) 第89条第1項b号にいう行為が実施された日

b) 前条にいう状況に該当する場合は、関連の司法判決が確定した日

2 審査報告書作成の申請は、分割出願ごとに行うものとし、当該申請は、原出願日から7年以内に行わなければならない。

3 前項にいう期間が満了した後に分割出願が行われた場合は、審査報告書作成の申請を添付しなければならないが、そうでない場合は、当該分割出願は却下される。

(寄託生物の取得及び交換)

第94条 寄託生物は、次の各号に掲げる規定に基づいて、1の標本を受けることにより取得しなければならない。

a) 特許出願が最初に公開される前までに、関連の出願書類を閲覧可能な者のみが取得する。

b) 出願が最初に公開されてから特許が付与されるまでの間は、請求人はいずれも取得することができ、又は寄託者の請求に基づき1の独立した専門家のみが取得することができる。

c) 特許が付与された後は、その特許が無効又は失効のために消滅した場合であっても、請求人はそれを取得することができる。

2 標本は、寄託生物の取得を要求する者が特許の存続期間に次の各号に掲げる承諾を行ったときに入手することができる。

a) 寄託生物又は当該生物から派生した物質の如何なる標本も第三者に提供しない。

b) 寄託生物又は当該生物から派生した物質の如何なる標本も、実験の目的の場合を除き、使用しない。ただし、出願人又は特許権者がこの承諾の実施を要求しない旨を明確にした場合は、この限りでない。

3 特許出願が却下され又は取り下げられた場合は、寄託者の請求に基づき、特許出願日から20年以内に寄託生物を取得することができる者は、1の独立した専門家に限定することができる。この場合は、前項の規定を適用する。

4 第1項b号及び前項にいう寄託者の請求は、遅くとも特許出願の公開のために行う技術的な準備が完了したとみなされる日に行うことができる。

(再寄託)

第95条 前条の規定に基づいて寄託された生物について、認可された寄託機関から取得することができない場合は、1977年4月28日の特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関する「ブダペスト条約」にいう要件に基づいて、再度寄託することができる。

2 再度行う如何なる寄託には、再度寄託する生物が元の寄託生物と同一であることを証明する寄託者の署名付きの声明を添付しなければならない。

(出願の放棄)

第96条 出願人が書面により特許出願の放棄を請求し、かつ、出願人が発明者本人でない場合に、その旨を発明者に通知し、許諾を受けたが経済局に許諾登記を行っていない者に通知したことを確認した旨の宣言書を添付し、又は当該確認が不要な場合に確認が不要であることを明確に示したときは、特許出願をいつでも放棄することができる。

(一部の付与)

第97条 経済局は、通知に基づいて図面の削除、概要若しくは明細書内の一部の文言の削除又は発明の名称若しくは標題の変更を行った場合において、出願人が当該通知を受領してから1月以内に明確に異議を申し立てないときは、当該変更を行い、かつ、関連の公告の公示を促すことができる。

2 前項にいう公告を概要の写しと共に「政府公報」に登載して公示するときは、その補正を指摘しなければならない。

(特許の付与を拒絶する理由)

第98条 特許の付与は、工業所有権の付与を拒絶する一般的理由が存在することが確認された場合に拒絶されるものとする。ただし、関連の審査報告書に基づき、明らかに特許を付与することができない状況であると判断し、又は出願時に添付する情報を理由とする場合に限る。特に当該情報が不完全であり、規則に適合せず、矛盾又は混乱している部分があり、特許を付与することができるか否かについて如何なる結論も出ることができない場合は、第9条第1項a号の規定を根拠として出願人への特許の付与を拒絶することができる。

(特許の付与又は付与の拒絶に関する通知)

第99条 特許の付与又は付与の拒絶は、第20条第2項及び第3項の規定に基づいて通知し、「政府公報」に登載して公示するものとする。

(分冊の公開)

第100条 第34条第1項にいう期間が満了した後に、特許分冊を公開することができる。

第四分節 特許の効力**(保護範囲)**

第101条 特許により付与される保護の範囲は、請求の範囲の内容によって決定され、明細書及び図面は、請求の範囲を解釈するために使用される。

2 特許の対象が方法に関する場合は、当該特許により取得した権利は、特許が付与された方法から直接取得した製品を含む。

3 発明の結果として特定の特性を有する生物に関する特許であって、その保護範囲は、同一の又は異なる方法で繁殖し、又は増殖することにより当該生物から取得した同一の特性を有するすべての生物を含む。

4 発明の結果として特定の特性を有する生物の1の生産方法に関する特許であって、その保護範囲は、当該方法により直接取得した生物、及び同一の又は異なる方法で繁殖し、又は増殖することにより当該生物から取得した同一の特性を有するすべての生物を含む。

5 遺伝情報を含む製品又はその遺伝情報から構成される製品に関する特許であって、その保護範囲は、当該製品に組み込まれ、含まれ、かつ、当該製品内で機能するすべての物質を含む。ただし、第62条第3項a号に定める場合は、この限りでない。

6 特許権者本人又はその同意を得た後、植物の繁殖のための物質、飼育動物の繁殖のための物質又は動物の繁殖のためのその他の物質を農業者に販売し、又はその他の商業的な方法により農業者に提供する場合には、その農業者が、その農業経営の継続のみを目的とする動物又は植物の種類の繁殖又は増殖を行うために、当該特許により保護される動物、動物の繁殖に係る物質又はそれらの収穫物を使用することが許諾される。上述の状況は、第3項及び第5項の規定を適用しない状況を構成する。

7 前項にいう許諾は、農業者が商業目的で又は商業活動の範囲内で行う繁殖活動を含まない。ただし、当事者に別段の定めがあるものは除く。

(立証責任の転換)

第102条 1の特許がある新製品の1の製造方法を対象とする場合には、第三者が生産した同一の製品は、特許が付与された当該方法に基づいて生産されたものとみなされる。ただし、完全な反証があるものは除く。

2 証拠措置を取る場合は、裁判所は、立証責任を負う者がその営業機密を維持するために有する正当な利益を考慮するものとする。

(存続期間)

第103条 特許の存続期間は、出願日から20年とする。

2 第5条の規定に基づき、特許から生じた排他性は、特許証明書の付与日からのみ効力を有する。上述の規定は、一時的保護に関する規定の適用を妨げない。

(特許により付与される権利)

第104条 特許が有効である限り、その権利者に次の各号に掲げる権利を付与する。

a) 本地域において発明に対する専用実施権を有する。

b) 特に、第三者が特許の対象である製品をその者の同意なしに製造し、提供し、貯蔵し、市場に供給し若しくは使用し、又はこれらの項目の1のために当該製品を輸出し若しくは占有することを妨げるために、特許侵害を構成するすべての行為に異議を申し立てる権利。

2 特許により付与される権利は、請求の範囲により定められた範囲を超えてはならない。

3 特許の付与は、明細書の正確さを保証するものではない。また、特許証明書の付与は、特許の有効性を推定するものではない。

(特許により付与される権利の制限)

第105条 特許により付与される権利は、次の各号に掲げる行為を含まない。

a) 薬局の実験室において、個々の状況のためにその場で処方された薬剤の調剤及び当該方法に基づいて調剤された薬剤に係る行為

b) 試験又は実験の目的のみのために行われる行為であって、特許により保護される製品については、特許が失効する前に当該製品の産業上又は商業上の実施を図ってはならないものであって、当該製品が権限のある公的機関の承認を受けるために必要な行政上の手続の準備をする試験を含む。

c) 世界貿易機関の加盟国又は工業所有権の保護に関するパリ条約締約国のその他の国又は地域の船舶が一時的又は偶発的に本地域の水域に進入した場合に、当該船舶の船体、機器、マスト装置、設備その他の付属品について特許が付与された発明の対象を使用する行為。当該船舶の必要性のためにのみ当該発明を使用することを条件とする。

d) 世界貿易機関の加盟国又は工業所有権の保護に関するパリ条約締約国のその他の国又は地域の航空機又は陸上車両が一時的又は偶発的に本地域に進入した場合に、当該航空機若しくは陸上車両の構造若しくは運用において、又は当該航空機又は陸上車両の付属品の構造若しくは運用において、特許が付与された発明の対象を使用する行為。

e) 1994年12月7日の「国際民間航空条約」第27条にいう行為であって、それが当該条約の規定を適用するその他の国の航空機器に関連することを条件とする。

f) 私的使用の範囲における商業目的でない行為。

(特許の対抗不可能な実施権)

第106条 出願日の前に又は優先権を主張する場合には優先日の前に、特許により付与された権利によって、本地域において次の各号に掲げる状況に置かれている善意の者に対抗してはならない。

a) それ自体の方法により関連の発明についての認識を得た。かつ、

b) 上述の発明をこれまで実施し続けているか、又は実施のために常に実際的かつ真摯な準備作業を行ってきた。

2 上述の対抗不可能な実施権の受益者は、前項にいう状況が存在することを証明する立証責任を負う。

3 第68条第1項a号にいう公開に基づいて発明を先に実施し、又は実施のための準備を行ったことは、善意に影響を及ぼさない。

4 第1項にいう場合は、受益者は、自己の企業の目的のために、当該発明についての自己の以前の認識に基づいて、当該発明の実施を継続し又は開始する権利を有する。ただし、発明の実施を継続する権利又は実施を開始する権利は、発明の実施が行われた営業場所との共同譲渡があった場合に限り、譲渡することができる。

第五分節 特許の実施

(特許の表示)

第107条 特許権者は、特許の存続期間において、「patenteado」、「patente n.º」又は「Pat. n.º」のポルトガル語の字句を製品に使用することができ、また、対応する「已授予特許（特許付与済み）」、「特許番号（特許番号）」又は「特許号（特許番号）」の中国語の字句を使用することもできる。

（特許の喪失及び徴収）

第108条 他人との間に締結された債務を負うべき者、又は公用のために特許を徴収された者は、法に基づき特許をはく奪される。

2 徴収は、発明の普及又は公共団体による実施のために必要な場合は、損害賠償の支払いにより、すべての特許に対して実施することができる。

3 10月20日第43/97/M号法令により制定された「公用徴収に関する法律制度」にいう規定は、適切な調整を経て適用する。

（強制実施権の許諾）

第109条 特許に関しては、次の各号に掲げる何れかの状況が発生した場合は、総督の指示により、排他的でない強制実施権を付与することができる。

- a) 特許が付与された発明を実施されていないか又は十分に実施されていない。
- b) 特許間に従属関係がある。
- c) 公共の利益が存在する。

（強制実施権に関する一般原則）

第110条 強制実施権は、実施権を取得するための条件を有する者が、特許権者が許諾可能な取引条件に基づいて契約して実施権を取得するための努力をしたが、それらの努力が合理的な期間内に成功しなかった場合に限り、付与されることができる。

2 強制実施権が有効である間は、特許権者に当該実施権が取り消される前に他の実施権を付与することを強制してはならない。

3 強制実施権の対象となる特許権者は、次の各号に掲げる行為をする権利を有する。

- a) 実施権の経済的価値に応じて、個々の事例について適切な報酬を取得する。
- b) 上述の実施料を支払うか否かの決定について司法の再審査を請求する。

4 強制実施権は、それを実施する企業又は営業場所の一部と共同で譲渡する場合に限り、譲渡することができる。

5 強制実施権の対象となる特許権者は、実施権の付与に際して、発明の実施に必要な技術分野についてその時点で知り得たすべての情報を実施権者に提供するものとする。

（実施されていない又は十分に実施されていないために付与された強制実施権）

第111条 特許権者が、正当な理由又は適法な根拠なしに、特許出願日から4年以内又は特許付与日から3年以内に次の各号に掲げる状況（両者のうちより長い期間が適用される）にあった場合には、実施されていない又は十分に実施されていないことは、強制実施権の申請の基礎となる。

a) 実施が開始されておらず、そのための実際的な準備が行われておらず、又は本地域において若しくは世界貿易機関の加盟国である他の国若しくは地域において特許が付与されている発明について実施権が付与されていない。

b) 実施の結果が本地域の市場の需要を満たすような方法で発明が実施されていない。

2 特許権者が、正当な理由又は適法な根拠なしに、マカオ又は世界貿易機関の加盟国である他の国若しくは地域において3年連続して発明の実施を停止した場合は、この事実も強制実施権申請の基礎となる。

3 正当な理由とは、特許権者の意思及び状況によらず、発明を実施できない又は十分な実施ができないようにする技術的又は法的な客観的困難をいう。ただし、経済的又は財政的な困難は含まない。

(従属的实施権)

第112条 特許により保護される発明は、先の特許により付与された権利を害することなく実施することができない場合は、後の発明が先の発明よりも明らかに技術的に進歩している場合に限り、強制実施権を付与することができる。

2 強制実施権を付与した後、何れかの権利者は、他方の権利者の特許について強制実施権を請求する権利を有する。

(公共の利益)

第113条 公共の利益を理由として発明を実施するための強制実施権を付与することができる。

2 発明の実施の展開、追加若しくは普及、又は進行中の実施に関する条件の改善が公衆衛生又は公共の安全にとって極めて重要である場合は、公共の利益の理由が存在するものとみなす。

(強制実施権の申請)

第114条 強制実施権の付与の申請は、経済局に提出し、かつ、その基礎となる必要な証拠書類を添付するものとする。

2 強制実施権の申請は、経済局への申請の順序で審査されるものとする。

3 経済局は、強制実施権の申請を受領したときは、特許権者に対し、2月以内に適切な意見を陳述し、及び相応の証拠を提出するよう通知するものとする。

4 経済局は、2月以内に、各当事者が陳述した意見及び強制実施権の申請人が発明を実施するために提供した担保を分析し、対応する意見書を作成し、総督による決定を仰ぐために書類を提出するものとする。総督は1月以内に決定を下すものとする。

5 強制実施権が前条にいう公共の利益に基づくものである場合は、この書類は、科学技術革新委員会の意見書及び場合によりマカオ保健局又はマカオ保安部隊事務局の意見書を入手し、かつ、特許権者が上述意見書の内容に関する立場を表明する機会を得た場合に限り、総督の審査に付すことができる。

6 前項の規定による意見書の発行及び権利者の応答の期間は、経済局が定めるものとし、期間は1月から3月までとする。

7 経済局は、申請が承認されたときは、1の専門家を指名し、かつ、各自1の専門家を指名する旨を両当事者に1月以内に通知するものとする。上述の3の専門家は、2月以内に、強制実施権の条件及び特許権者に支払われる実施料について合意するものとする。

(強制実施権の取消及び再審査)

第115条 次の各号に掲げる状況が発生した場合には、強制実施権を取り消すことができる。

a) 実施権者が強制実施権の付与時に定められた条件を履行せず、又は強制実施権の付与の目的を達成しなかった。

b) 強制実施権の付与の基礎となる状況がすでに存在せず、かつ再現が不可能である。

2 強制実施権の取消の開始権は、経済局及び特許権者が所有し、その他の実施権者が存在する場合は、これらの者も開始権を有する。

3 特許権者は、理由の説明を添付して、強制実施権の付与条件及び状況について再審査を請求する権利を有する。

(強制実施権の付与に関する通知及び上訴、並びに強制実施権の付与の拒絶又は取消)

第116条 経済局は、強制実施権の付与及び関連の実施条件、強制実施権の付与の拒絶又は取消について当事者に通知するものとする。

2 総督による強制実施権の付与、付与の拒絶若しくは取消の決定について、又は強制実施権の付与の条件についてのみ、通知日から3月以内に民事管轄裁判所に訴訟を提起することができる。

3 強制実施権の付与は、強制実施権を付与する決定が確定に移行し、かつ、その決定について経済局が注記し、かつ、通常実施権と同様に納付すべき実施料が納付されていることが確認された場合に限り、効力を有する。

4 前項にいう注記は、「政府公報」に抜粋して登載するものとする。

(発明の実施のための公開の申出)

第117条 特許権者又は第86条第1項にいう義務を履行した特許出願人が発明について専用実施権を付与していない場合は、第三者が通常実施権者として、無償又は適切な報酬を与えて発明を実施することができる旨の宣言書を経済局に提出することができる。

2 一時金又は出来高払いについて明らかに不相当であるときに変更すべき規定について合意が成立しない場合において、当事者が仲裁により解決しようとするときは、仲裁により、又は裁判所により、当該額を決定する。

3 上述の宣言をした者は、経済局に提出する請求により、いつでもその宣言を取り下げることができる。ただし、発明を実施する旨を特許出願人又は特許権者に通知した者は、その取下の宣言が行われたという事実に対抗してはならない。

4 確定した判決に基づいて、特許権が前述の宣言をした者以外の者に帰属すると認定された場合には、前述の宣言は失効する。

5 当該宣言が取り下げられないか又は失効を宣言されていない間は、経済局は発明にかかわる専用実施権について登録簿に登録することを拒絶するものとする。

6 経済局は、発明を実施するための公開の申出に関する宣言の公示及び当該宣言の取下又は失効に関する通知について、如何なる費用も徴収しない。

7 実施のための公開の申出制度の適用を受ける特許又は特許出願について納付される費用は、前述の宣言が取り下げられないか又は失効が宣言されていない期間において、第42条第2項にいう指示に基づいて減額され又は免除されるものとする。

第六分節 特許の終了

(特許の無効)

第118条 第47条にいう工業所有権の無効の一般的な理由のほか、次の各号に掲げる事実も特許の無効の理由を構成する。

- a) 発明に付与された名称又は標題が他の異なる対象を含む。
- b) その対象が、関連分野の専門家による発明の実施を認めるような方法で説明されていない。
- c) 特許の対象を原出願の内容以外に拡張する。

(一部無効又は一部取消可能)

第119条 1又は2以上の請求項については、その無効を宣告し又はその取消を宣告することができるが、1の請求項については、その一部無効を宣告し又はその一部取消を宣告してはならない。

2 一部無効又は一部取消が生じた場合において、特許の残りの部分が独立した特許の対象となる場合は、その部分についての特許は引き続き効力を有する。

第二節 実用新案

(保護の対象)

第120条 物品の利用可能性を高め又は物品の利用を向上させるために、物品に一定の形状、構造、仕組み、又は組合せを与えることができる考案は、実用新案としてこの法規の保護の対象となる。

2 実用新案として保護を求める考案は、前節にいう特許を付与されることができる条件を満たすものとする。ただし、前項にいう実用新案の性質に抵触する場合は、この限りでない。

3 実用新案として保護された考案は、出願人の選択により、同時に又は連続して特許又は実用新案の出願の対象とすることができる。

4 同一の発明に対して特許が付与された後、実用新案は即時効力を停止する。

(存続期間及び更新)

第121条 実用新案の存続期間は、出願日から6年とする。当該期間は、2回更新することができ、それぞれ2年の期間を追加する。

2 更新申請は、存続期間の最後の6月以内にしなければならない。

3 実用新案の存続期間は、出願日から10年を超えてはならない。

(実用新案の表示)

第122条 特許の存続期間において、その権利者は、製品に第107条にいう字句を使用することができ、かつ「Patente de utilidade n.º」若しくは「Pat. Util. n.º」のポルトガル語、又は対応する「実用専利（実用新案）」若しくは「実用専利號（実用新案番号）」の中国語の字句を使用することができる。

(実用新案の納付すべき費用)

第123条 実用新案の付与及び実用新案の有効化手続において、その納付すべき実施料は、特許の範囲内における対応する行為についての納付すべき費用と比べて40%減少する。

2 実用新案の更新に納付すべき費用は、第37条第1項にいう指示により定める。

(準用)

第124条 前節の規定のうち本節の規定に違反しない部分は、必要な調整を経て実用新案に適用する。ただし、出願日から4年以内に、審査報告書作成のための申請又はその申請に代わる書類を提出しなければならない。

第三節 医薬品及び農薬の補充的保護証明書

(証明書交付の申請)

第125条 医薬品及び農薬の補充的保護証明書の交付を求める申請は、本地域の公用語による請求書により行われなければならない。その申請書には、申請人の氏名又は商業上の名称、その国籍及び住所又は営業場所の所在地を明記し、かつ、次の各号に掲げる情報を添付しなければならない。

a) 特許番号及びその特許権により保護される発明の名称。

b) マカオ市場に製品を投入する最初の実施許諾の番号及び日付。

2 申請書にはマカオ市場に投入した最初の実施許諾の写しを添付しなければならない。その写しを通じて製品を識別することができ、その主な内容は、実施許諾の番号及び日付並びに製品の特徴の概要である。

(申請の審査及び公開)

第126条 申請が経済局に提出された後は、出願が限定された期間内に提出されたか否か及び前条にいう条件を満たしているか否かを確認するために、方式審査が行われる。

2 経済局は、補充的保護証明書の申請及び申請の対象となる製品が、適用法及びこの法規にいう条件要件を満たしている場合には、当該補充的保護証明書を交付し、当該申請を「政府公報」に登載して公示するよう促すものとする。

3 補充的保護証明書の申請が前項にいう条件を満たさない場合は、経済局は、不備又は不完全であることが発見された場合は、2月以内に補正するよう申請人に通知する。

4 経済局は、申請人の応答から、その補充的保護証明書の申請が要件を満たしていることを確認した場合は、補充的保護証明書の申請及びその付与を「政府公報」に登載して公示するよう促すものとする。

5 申請人が第1項にいう通知に記載された要件を満たさない場合は、当該申請は拒絶され、当該申請及び当該申請の拒絶通知は、「政府公報」への登載により公示されるものとする。

6 申請又は申請書に記載された関連製品が、この法規及びその他の適用法にいう条件を満たしていない場合は、補充的保護証明書の交付を拒絶し、かつ、当該申請及び当該申請の拒絶通知を「政府公報」に登載して公示するものとする。上述の規定は、第3項の規定の適用を妨げない。

7 関連の公示には、少なくとも次の各号に掲げる内容を含めなければならない。

- a) 申請人の氏名及び住所又は営業場所の所在地
- b) 特許番号
- c) 発明の名称
- d) マカオ市場に製品を投入する実施許諾の番号及び日付、並びに実施許諾の対象となる製品の識別情報
- e) 事情に応じて交付された補充的保護証明書の有効期間の表示又は申請の拒絶通知。

(補充的保護証明書の存続期間)

第127条 補充的保護証明書の存続期間は、その補充的保護証明書の発行の基礎となる特許の存続期間満了後7年を超えてはならない。

(補充的保護証明書の存続期間の終了)

第128条 補充的保護証明書の発行の基礎となる特許が無効、失効、一部無効又は一部取消を宣告された場合は、その補充的保護証明書は、それに応じて無効、失効、一部無効又は一部取消を宣告される。

第四節 他地域で付与された特許の拡張

第一分節 欧州の特許

(欧州出願及び欧州特許の拡張)

第129条 1963年10月5日にミュンヘンで締結された「欧州特許条約」の規定に基づき処理された欧州特許の出願人及び当該欧州特許の権利者は、その出願又は特許のマカオへの拡張を請求することができる。

2 経済局は、欧州特許庁から拡張の申請を受領したときは、それを「政府公報」に登載して公示するものとする。ただし、公示は、特許出願日から18月を経過していない場合は、行ってはならないか、又は優先権を主張しており、重要性を有する最初の出願日から18月を経過していない場合は行ってはならない。

3 拡張の申請は、自由に取り下げることができる。

(欧州特許出願の効力)

第130条 正規の方法で作成された欧州特許出願は、優先権に関するものを含め、マカオ特許出願と同一の効力を本地域において生じる。

2 第7条にいう一時的保護は、欧州特許出願に関して、当該欧州特許出願請求の範囲を本地域の何れかの公用語に翻訳した翻訳文を公衆が経済局から取得し、かつ、同一の図面の写しの翻訳文が添付された日から確保されるものとする。

3 経済局は、利害関係人が前項にいう情報を提出したときは、その拡張の通知を「政府公報」に掲載して公示する。

4 何人も、前項にいう公示の日から、翻訳文の内容を理解し、かつ、翻訳文の複製を取得することができる。

(欧州特許の効力)

第131条 マカオに拡張された欧州特許は、本条にいう手続に基づくことを条件として、欧州特許庁による特許付与日からマカオにおいて付与された特許の法的効力と同一の効力を生じる。

2 権利者は、「欧州特許公報」において特許付与の通知が公示された後3月以内に、発明の対象の名称又は標題、発明の対象の明細書及び請求の範囲を要約し、本地域のいずれかの公用語により作成した翻訳文を経済局に提出し、かつ、「政府公報」への掲載による公示のための費用を納付しなければならない。

3 異議申立てがなされた段階を経て、前項にいう情報に関して変更があった場合は、権利者は、「欧州特許公報」における相応の公示から3月以内に、次の各号に掲げる行為をしなければならない。

- a) 翻訳された本地域の公用語の何れかにおける上述の変更に関する翻訳文を経済局に提供する。
- b) 「政府公報」に掲載して公示するための費用を納付する。

4 経済局は、拡張の通知並びに第2項及び第3項の規定に基づいて提出された翻訳文を、できる限り速やかに「政府公報」に掲載して公示するものとする。

5 所定の期間内に必要な翻訳文が提出されないか又は納付すべき費用が納付されない場合は、特許の拡張申請は無効であると宣告されるものとする。

6 適用される手続の後、欧州特許庁が欧州特許の無効、一部無効又は一部取消を宣言した場合は、マカオにおける当該特許の拡張は相応に非有効である。

(原文及び翻訳文)

第132条 欧州特許の出願人又は権利者がマカオに住所又は企業の所在地を有しない場合は、当該翻訳文の作成は、許可され又は承認された資格を有する正式な代理人又は経済局によって承認された資格を有する受託者が担当するものとする。

2 前二条の規定に基づき本地域の公用語のいずれかで作成された翻訳文が提出されており、かつ、当該翻訳文に記載された出願又は欧州特許による保護が、当該手続において同一の出願又は特許により使用されている言語による保護よりも小さい場合は、当該翻訳文は、信用することができるものとみなす。

3 翻訳文に誤りがあったために新たに「政府公報」に掲載して公示しなければならないときに、発明を実施したか又は実施のための真摯な準備をした者であって、かつ、誤訳訂正の対象となる特許の出願又は特許請求の範囲を侵害しなかった善意の者は、第106条の規定に基づき利益を受けることができる。

4 上述の誤訳訂正は、公衆が経済局から翻訳文の誤訳訂正書入手することができ、かつ、当該費用が納付された場合に限り、効力を生じる。

(二重保護の禁止)

第133条 マカオ特許の対象である発明について、同一の出願日又は優先日のいずれかを有する欧州特許が同一の発明者に又はその同意を得て付与された場合は、マカオ特許は、次の各号に掲げる時点から効力を有さない。

a) 欧州特許に対する異議申立てが可能な期間内に異議申立てがなされなかった場合に、当該期間が満了したとき

b) 異議申立手続が欧州特許の維持によって終了した場合において、当該手続が終了したとき。

2 マカオ特許が前項a号及びb号にいう何れか日の後に付与された場合は、当該特許は効力を有さず、かつ、当該通知は「政府公報」への掲載により公示される。

3 欧州特許のその後の終了は、前二項の規定の適用を妨げない。

(拡張及び更新の費用)

第134条 本節の規定に基づく特許出願の拡張又は特許の拡張については、拡張費用を納付するものとし、その費用は「欧州特許条約」にいう期間及び規定に基づき欧州特許庁に納付するものとする。

2 マカオへの拡張の対象となる欧州特許については、この法規にいう期間内に、マカオ特許について定められた更新費用を納付するものとする。

第二分節 その他の特許

(準用)

第135条 前分節の規定は、第85条にいうその他の主体に対する特許出願、及びそれらの主体により付与された特許に準用する。

第二章 半導体集積回路の回路配置

第一節 保護の対象

(保護の対象)

第136条 創作者の知的成果であり、かつ、半導体産業分野における通常の意匠に属さない半導体集積回路の回路配置は、回路配置利用権登録証を発行することによって、この法規の保護の対象となることができる。

2 半導体産業分野における通常の構成要素からなる回路配置は、それらの通常の構成要素の組合せの全体として前項にいう条件を満たしている限り、同様に法的保護を受ける。

3 上述の保護は、電気回路のレイアウト設計のみを含み、回路配置に組み込まれるアイデア、方法、システム、技術又はコード化された情報を含まない。

(半導体集積回路の定義)

第137条 この法規により与えられる保護の目的で、半導体集積回路とは、次の各号に掲げる条件を同時に満たす製品の最終的又は中間的な状態をいう。

a) 半導体層の1つの項目を含む材料で構成される。

b) 導体、絶縁体又は半導体で構成され、あらかじめ設定された3次元モードで構成された1又は2以上の層を含む。

c) ある電子的機能を単独で実行するか、他の機能と組み合わせて実行するかを問わず、ある電子的機能を実行するために使用する。

(半導体集積回路の回路配置の定義)

第138条 半導体集積回路の回路配置とは、その製品に含まれる各層の3次元構成の1シリーズが固定されているか又はコード化されていることを示す相互接続画像をいい、当該シリーズ画像において、各画像は、製品の何れかの製造段階における同一製品のある表面の構成又は部分的な構成を含むものとする。

第二節 その他の規定

(権利行使の時期の制限)

第139条 次の各号に掲げる期間が満了した場合には、半導体集積回路の回路配置の登録権を行使してはならない。

- a) 何れかの場所において回路配置が商業的に利用されるようになってから2年。
- b) 回路配置が利用されていない場合は、回路配置が最初に固定された日又はコード化された日から15年。

(出願の追加情報)

第140条 回路配置の登録の出願人は、請求することができる他の情報のほか、出願中に次の各号に掲げる情報を明記しなければならない。

- a) 回路配置が最初に固定され又はコード化された日付。
- b) 回路配置が商業的に利用されているか否か。商業的に利用されている場合には、当該商業的利用を開始した日を明記しなければならない。

(回路配置の登録の拒絶理由)

第141条 回路配置の登録は、次の各号に掲げる場合には拒絶されるものとする。

- a) 第9条第1項に定める工業所有権の付与を拒絶する一般的理由が存在する。
 - b) 第139条にいう制限に違反して期限を徒過して出願する。
- 2 関連の審査報告書に基づき、登録することができないことが明らかであると認められた場合、又は、出願に添付されている情報に限定されていること、特に、当該情報に不完全であること、不備があること、矛盾又は混乱があることにより、登録の可否に関する結論が得られない場合に限り、第9条第1項a号の規定を基に、当該出願人の登録を拒絶することができる。

(存続期間)

第142条 登録の存続期間は出願日から10年とし、出願日後に何れかの場所において回路配置が最初に商業的に利用された日に該当する場合は、当該最初に商業的に利用された日から起算する。

(登録により付与される権利)

第143条 回路配置の登録により、その権利者は、本地域全体において回路配置に対する専用利用権を有し、その回路配置又はその回路配置の利用が含まれる一定の物品を生産、製造、販売又は利用することができる。ただし、権利者は、実際的な方法により、かつ市場の需要に応じて、その権利を行使する義務を負う。

2 回路配置の登録により、その権利者は、次の各号に掲げる行為の何れかを許諾し、又は禁止する権利を有する。

- a) 保護を受ける回路配置を複製する。
- b) 不法に複製された回路配置がなお含まれている場合に限り、保護を受ける回路配置、保護を受ける回路配置を含む半導体集積回路又はこれら半導体集積回路を含む物品を輸出、販売その他の商業目的の方式で分配する。

(登録により付与される権利に対する制限)

第144条 次の各号に掲げる行為は、回路配置登録により付与される権利の範囲に該当しない。

- a) 個人の名義で非商業的な目的で回路配置を複製する。
- b) 分析、評価又は教育のために複製する。
- c) 前号にいう分析又は評価に基づいて行われた、この法規に定める保護から利益を得るものと異なる回路配置の作成を行う。
- d) 不法に複製された回路配置を含む半導体集積回路又は当該半導体集積回路を含む物品について、前条第2項にいう行為の何れかを行う。当該行為を実施し、又は命令した者が、当該半導体集積回路又はその半導体集積回路を含む物品を取得した時点で、当該製品又は物品に不法に複製された回路配置が含まれていることを知らず、又は知り得ない場合に限る。

2 前項d号にいう者は、回路配置が不法複製である旨の情報を受領した後、これらの何れかの行為は、自己の支配下にある製品又は関連情報の受領前に注文された製品について行うことができる。ただし、登録権利者に対しては、そのような回路配置について自由な協議を経て実施許諾が付与された場合に支払われるべき適切な「使用料」に相当する金額を支払うことを条件とする。

(登録の表示)

第145条 登録の効力が生じている間、権利者は、保護を受ける回路配置を使用して製造された半導体集積回路に、次の何れかの形で表示される大文字のTを使用することができる。

T、"T"、 [T] 、T T* 又は 

(強制実施権)

第146条 第109条から第116条までの規定は、強制実施権が非商業的な公共目的を有する場合に限り、半導体集積回路の回路配置に適用する。

(回路配置の登録の無効)

第147条 第47条にいう工業所有権の無効の一般的な理由のほか、半導体集積回路の回路配置の登録の無効の理由としては、次の各号に掲げる事項が挙げられる。

- a) 発明に付与された名称又は標題が他の異なる対象を含む。
- b) その対象が、関連分野の専門家による回路配置の実施を許諾する方法で説明されていない。
- c) 登録の対象を原出願の内容以外に拡張している。

(一部無効又は一部取消可能)

第148条 1又は2以上の請求項については、その無効を宣告し、又はその取消を宣告することができるが、ただし、1つの請求項については、その一部無効を宣告し、又はその一部取消を宣告してはならない。

2 一部無効又は一部取消が生じた場合において、回路配置の登録の残りの部分が独立した登録の対象となる場合には、当該部分についての登録は引き続き効力を有する。

(準用)

第149条 本章の特別規定を除き、前章第1節の半導体集積回路の回路配置の性質に抵触しない各規定は、半導体集積回路の回路配置に適用する。

第三章 デザイン及び意匠

第一節 保護の対象

(保護の対象)

第150条 本節にいう要件を満たす創作は、製品自体に備わっており、かつ／又はその装飾に使用されている線、輪郭、色彩、形状、質感及び／又は材料により、製品の外観の全部又は一部を具現化する場合に限り、デザイン又は意匠の登録証を取得することによって、この法規の保護の対象となることができる。

(製品の定義)

第151条 前条の規定の効力を生じさせるために、製品とは、工業製品又は手工芸品をいい、これには、複合製品を組み立てるための構成要素、包装、表示部、図形記号及び印刷された文字を含む。ただし、コンピュータプログラムは含まない。

2 複合製品とは、複数の構成要素トから合成された物品をいい、これらの構成要素は当該複合製品から抜き出してそれを分解することができ、また製品内に配置してそれを再組立することができる。

(登録の条件)

第152条 登録は、次の各号に掲げる特徴を有するデザイン及び意匠について付与することができる。

- a) 新規性。
- b) 独創性。

2 デザイン又は意匠は全く新しいものではないが、従来要素を新たに結合し、又はすでに使用されている要素に対して異なる配置をしており、かつ、これらの結合又は配置が関係対象に独創性を与えることができる場合には、関連のデザイン又は意匠の新規性は影響を受けない。

(新規性)

第153条 デザイン又は意匠は、当該デザイン又は意匠の登録出願前又は優先権主張前に、同一のデザイン又は意匠が本地域内又は本地域外において公開されていない場合には、新規性を有する。

2 重要でない細部においてのみ相違があるデザイン又は意匠は、同一のデザイン又は意匠とみなされる。

(独創性)

第154条 デザイン又は意匠は、見識のある使用者に与える全体的な印象が登録出願日前又は優先権主張日前に公開されたデザイン又は意匠が当該使用者に与える全体的な印象と異なる場合は、独創性を有するものとみなされる。

2 デザイン又は意匠の独創性を判断するときは、当該デザイン又は意匠を実施する際に創作者が有する自由度を考慮するものとする。

(構成要素に含まれるデザイン又は意匠)

第155条 次の各号に掲げる条件に同時に適合する場合には、複合製品のある構成要素を構成する製品に適用され又は含まれるデザイン又は意匠は、新規性及び独創性を有するものとみなされる。

a) 合理的に期待できる場合には、構成要素からなる製品が複合製品に組み込まれた後であっても、後者の通常の使用期間において当該デザイン又は意匠がなお視認可能である。

b) 当該構成要素自体に備わる目に見える特徴が新規性及び独創性の要件に適合している。

2 前項a号の規定の効力を生じさせるため、通常の実施とは、保存、補修又は維持に該当しないすべての使用をいう。

(登録の例外及び制限)

第156条 登録は、次の各号に掲げるものを保護するものではない。

a) 製品の技術的機能のみに由来する製品の外観特徴。

b) 関連のデザイン若しくは意匠が含まれ又は適用されている製品が、他の製品の内部、周囲又は他の製品に付されていることを含め、機械的に他の製品と連結することができるようにするために、製品の正確な形状及び大きさに基づいて複製されなければならない製品の外観上の特徴であって、これによって両方がその機能を遂行することができるようにしなければならない。

2 当該デザイン又は意匠の登録は、当該デザイン又は意匠が、相互に代替可能な製品の複数の組立を可能にすること又は変調システム内でのそれらの結合を可能にすることを目的とする場合は、新規性及び独創性の要件が満たされている限り行うことができる。上述の規定は、前項b号の規定の適用を妨げない。

(公開)

第157条 第153条及び第155条の規定の効力を生じさせるために、デザイン又は意匠が展示会において公表され若しくは展示され、商業的に使用され、又はその他の方法で知られていた場合は、そのデザイン又は意匠は、公開されたものとみなされる。ただし、マカオにおいて活動に従事する当業者が、通常の活動において、登録出願日又は優先権主張日より前に当該事実を知ることができなかった理由がある場合は、この限りでない。

2 ただし、明示的又は黙示的な秘密条件に基づいて、第三者が当該デザイン又は意匠について知らされたことのみを理由とする場合は、当該デザイン又は意匠が公開されたとはみなされない。

(新規性喪失の例外)

第158条 第153条及び第155条の効力を生じさせるために、登録しようとするデザイン又は意匠が次の各号に掲げる状況において公開された場合は、公開されたとはみなされない。

a) 創作者、創作者の承継人又は第三者が提供した情報又は講じた措置に基づいて公開する。

b) 登録出願日前12月以内に、又は優先権を主張する場合は優先日前12月以内に、1928年11月22日パリにおいて締結された「国際博覧会に関する条約」の規定に基づき、公式の国際博覧会又は公式に承認された国際博覧会において公開され、ポルトガル又は国際的に、公式に又は世界貿易機関の加盟国若しくは工業所有権の保護に関するパリ条約締約国のいずれかの国若しくは地域によって公式に承認されている講習会、展示会及び見本市において公開された。

c) 創作者又はその承継人に対して一種の濫用であることにより公開された。

2 前項a号及びb号の規定に基づいて対抗することができない公開については、その証明は出願人が登録出願日から3月以内に提出しなければならない。

第二節 デザイン及び意匠の登録権

(登録権)

第159条 登録権は、創作者又はその何れかの名義の承継人に帰属する。

2 第70条から第76条までの規定は、デザイン又は意匠の登録に適用する。ただし、著作権に関する規定の適用を妨げない。

第三節 デザイン及び意匠の登録手続

(出願の形式)

第160条 デザイン又は意匠の登録出願は、本地域の公用語で作成された願書により行うものとする。願書には、出願人の氏名又は商業上の名称、その国籍及び住所又は営業場所の所在地を記載し、かつ、一式3部作成し、次の各号に掲げる情報を添付するものとする。

- a) 事情に応じて示された登録しようとするデザイン若しくは意匠の名称若しくは標題、又は示されたその用途。
 - b) 創作者の氏名及びその居住国又は地域。
 - c) 登録しようとするデザイン若しくは意匠が属する物品を複製した写真の平板印刷物又は経済局が求める当該複製に該当するその他の媒体。
 - d) 優先権を主張する場合は、第17条第3項の規定による主張。
- 2 デザイン又は意匠の表示に使用された仮想語は、保護の対象を構成しない。

(出願の追加情報)

第161条 デザイン又は意匠の登録出願には、次の各号に掲げる情報を添付しなければならない。

- a) 登録しようとするデザイン又は意匠に係る物品の新規性に関する明細書
 - b) 上記物品の添付図面又は写真
- 2 次の各号に掲げる情報も、事情に応じて登録出願の追加情報とする。
- a) 出願公告の延期請求
 - b) デザイン又は意匠が公共財産の範囲に含まれていない芸術品の複製である場合に著作権者の許諾を得たことを証明する書類、又は一般的には出願人が著作者でない場合に著作者の許諾を得たことを証明する書類
 - c) 主張された優先権を有することを証明する書類
- 3 登録しようとするデザイン又は意匠に係る物品の新規性に関する明細書は、専用の印刷物に複写し、かつ、幾何学的又は装飾的な観点からの物品の外観の詳細な説明を記載しなければならない、かつ、150語又は400字を超えないことが望ましい。
- 4 経済局は、当該物品自体又は当該デザイン又は意匠に関するより正確な概念を形成するその他の透視写真の使用を要求することができ、また、出願人は、当該物品又は写真を自発的に提供することができる。
- 5 色彩の組合せについて意匠の登録出願において請求項を提出する場合は、関連の図面又は写真は、請求項にいう色彩を表示しなければならない。
- 6 第2項a号にいう公告の延期は、出願日又は優先権主張日から起算して30月を超えてはならない。

(出願の単一性及びデザイン又は意匠の登録の単一性)

第162条 同一の願書において2以上の登録を出願してはならない。各デザイン又は意匠は、異なる登録をしなければならない。

- 2 完全なデザイン又は意匠のすべての要素を構成するデザイン又は意匠は、同一の登録に含まれるものとする。

(複数出願)

第163条 前条の規定の適用を妨げることなく、同一の主な識別特徴を有する複数のデザイン又は意匠は、目的又は用途において相互に関連する一連の物品を構成するために同一の登録に含めることができる。ただし、これらのデザイン又は意匠は、10を超えないものとする。

- 2 前項にいう場合には、当該シリーズの物品は、分割することができない1つの全体となり、かつ、単独登録の対象となるものであって、分割又は一部の移転をしてはならない。
- 3 第1項にいうデザイン又は意匠に関する図面又は写真は、同一の出願に含まれることを意図する物品の総数に基づいて順次番号を付さなければならない。

(形式上の審査)

第164条 経済局は、出願を受理した後1月以内に、それに対して方式審査を行い、当該出願が第160条から第163条までにいう要件に適合するかについて審査する。

2 出願に備えなければならない情報が欠落し、又は情報に不備が存在する場合には、出願人は、その旨の経済局からの通知を受領してから2月以内に、出願を規則に適合させなければならない。又は当該通知がない場合は、出願人は、出願日から3月以内に規則に適合させなければならない。両期間は、理由の説明を添付した請求により、1月延長することができる。

3 該当する場合には、第82条第3項から第6項までの規定を適用する。

4 出願人が所定の期間内に上述の不備を補正しない場合は、その出願は却下され、関連する通知が「政府公報」への掲載により公示される。

(公衆に公開する公告)

第165条 経済局は、出願日から又は優先権主張の場合は主張日から12月が経過した後、「政府公報」への掲載による公示を促すものとし、当該公示日から公衆は当該出願書類を閲覧することができる。

2 次の各号に掲げる条件が満たされている場合には、出願人が請求するときは、前項にいう期間の満了前に関連書類を公開することができる。

- a) 登録出願日から少なくとも2月が経過している。
- b) 前条の規定に基づいて出願が不備を補正すべき段階にない。
- c) 繰り上げ公開の請求について必要な費用が納付されている。

(異論申立て)

第166条 何れの第三者も、公示の日から登録日まで、出願の対象であるデザイン又は意匠が登録されている否かに関する書面による異論申立てを経済局に提出することができる。

2 上述の異論申立ては、出願人に転送されるものとし、出願人は上述の異論申立書の通知を受領してから2月以内に応答することができる。

(審査報告書及び指定された主体)

第167条 指定された主体の何れかにより作成されたデザイン又は意匠の審査報告書が、登録しようとするデザイン又は意匠に係る物品の複製品、関連の写真、図面、又は物品自体を対象とし、その目的は登録要件を満たすか否かを判断することである。

2 該当する場合は、第85条第2項及び第3項の規定を適用する。

(デザイン又は意匠の審査)

第168条 該当する場合は、第86条の規定をデザイン又は意匠に適用する。ただし、同条第1項にいう情報の1つを提出する期間は、同項にいう期間ではなく、30月とする。

(第三者による審査報告書作成の申請)

第169条 出願人が前条にいう審査報告書の作成を請求しない場合は、何人も、登録出願が公衆に公開された日から、登録出願日から30月の期間が満了するまで、当該報告書の作成を請求することができる。

2 該当する場合は、第87条第2項の規定を適用する。

(審査報告書作成の申請に対する拒絶及び変更について準用)

第170条 第88条及び第89条の規定は、必要な調整を経て、デザイン及び意匠に適用する。

(審査報告書の作成段階における不備に対する補正)

第171条 指定された主体が、審査報告書を作成しなかった場合は、経済局は、当該決定を出願人に通知するものとし、当該通知は、登録の効力に関して審査報告書に代わるものとする。

2 経済局は、指定された主体が次の各号に掲げる状況が発生したと認めた場合には、審査報告書を作成することができない旨を出願人に通知しなければならない。

a) 明細書、図面、写真その他の同類の情報が所定の要件を満たしていないため、実質的な検索を行うことができない。

b) 登録出願の対象がデザイン、意匠又は登録可能な物品の概念に含まれていないか、又はその他の理由によりその指定された主体が検索を行う必要がない。

3 前項にいう場合において、出願人は、2月以内に登録出願の不備を補正し、かつ、審査報告書作成の申請を再度提出することができる。

4 審査報告書作成の申請が再提出された後に、補正された登録出願に応じてその元の結論を変更することができない旨を指定された主体が再確認した場合には、出願人は、理由の説明を添付して異議申立てをすることができる。

5 当該デザイン又は意匠が明らかに登録することができない場合、前項にいう異議申立てが経済局によって定められた期間内に行われなかった場合、又は当該期間が定められない場合は第169条第1項にいう期間が満了する前に上述の異議申立てがなされなかった場合は、当該異議申立ては受理されない。

(分割出願、複数優先権及び出願取下について準用)

第172条 該当する場合は、第91条から第93条まで及び第96条の規定をデザイン及び意匠に適用する。

(デザイン又は意匠の登録を拒絶する理由)

第173条 デザイン又は意匠の登録は、次の各号に掲げる場合に拒絶されるものとする。

a) 第9条第1項にいう工業所有権の付与を拒絶する何れかの一般的な理由が存在する。

b) 当該デザイン又は意匠における識別標章の使用であって、適用される法令の規定に基づき当該使用を禁止する権利を有する。

c) 当該デザイン又は意匠が著作権の保護を受ける著作物の1つに対する許諾を得ない使用を構成する。

d) 当該デザイン又は意匠が「工業所有権の保護に関するパリ条約」第6条の3にいう標識の不当な使用、又は上述の条項に含まれないが、本地域の特別な公共の利益に関係するその他の識別標章、記章及び印章の不当な使用を構成する。

(一部付与)

第174条 経済局は、明細書の一部の文の削除、名称若しくは標題の変更又は同一出願内の一部の対象の削除のみが通知に従って行われ、かつ、出願人が当該通知の受領日から1月以内に明確な異議申立てをしない場合は、当該変更を行い、かつ、登録を「政府公報」に登載して公示することができる。

2 前項にいう公示及び要約の写しについて公表するとき、その補正を指摘するものとする。

(登録の付与又は拒絶に関する通知)

第175条 登録の付与又は拒絶は、第20条2項及び第3項の規定に基づき通知され、「政府公報」への登載により公示されるものとする。

第四節 デザイン及び意匠の登録の効力

(存続期間)

第176条 登録の存続期間は、出願日から5年とする。登録は、25年の存続期間が満了するまで、同一期間にわたって更新される。

2 前項にいう更新は、登録の有効期間の最後の6月以内に申請しなければならない。

(登録により付与される権利)

第177条 デザイン又は意匠の登録が有効である限り、当該デザイン又は意匠の実施、及び第三者が本人の同意なしに当該デザイン又は意匠を実施することを禁止する専用実施権は、当該デザイン又は意匠の権利者に付与される。

2 前項にいう実施は、特に、当該デザイン又は意匠が含まれ又は適用される製品の提供、市場への投入、輸入、輸出、又は使用、及び当該目的のための当該製品の保管を含む。

3 登録の有効性は、登録証の付与行為によって推定されるものではない。

(登録により付与される権利の制限)

第178条 次の各号に掲げる行為は、登録により付与される権利の範囲に含まれない。

a) 実験目的のために実施する行為

b) 参考又は教育の目的により実施される複製行為であって、当該行為が、商業活動の信用に反することなく、かつ、デザイン又は意匠の通常の実施に対して不当な損害を生じないものであること、及び特定の原産地に基づいて実施されるものであることを条件する。

c) 一時的に本地域を通過し、他の国又は地域において登録された船舶及び航空機に備え付けられた装置。

d) 前号にいう船舶及び航空機の整備のための予備部品及び付属部品の輸入並びに当該整備の実施。

e) 私的使用の範囲内で商業目的でない行為。

(著作権との関係)

第179条 デザイン又は意匠の登録の効力は、デザイン又は意匠が何らかの形で創作され又は確定された日から著作権を定める法令によって与えられる保護に影響を及ぼさない。

第五節 デザイン及び意匠の実施

(デザイン又は意匠の表示)

第180条 登録の有効期間中に、権利者は、「desenho ou modelo n.º」又はその略語の「D M n.º」を含むポルトガル語の字句を製品に使用することができ、また、対応する「設計或新型編號」（デザイン番号又は意匠番号）又はその略語の「設計或新型號」の略語を含む中国語の字句を使用することができる。

(デザイン又は意匠の変更不可能性)

第181条 デザイン又は意匠は、登録の有効期間中に変更できないものとみなす。

2 比例による拡大又は縮小は、デザイン又は意匠の変更不可能性に影響を及ぼさない。

(デザイン又は意匠の細部の変更)

第182条 登録権利者がデザイン又は意匠に対して行うその重要部分と関係のない細部のみの変更は、1又は2以上の新規登録の対象となることができる。

2 前項にいう登録については、原証明書及び前項にいう登録がなされたすべての証明書に注記を付すものとする。

3 本条の規定に基づいて変更されたデザイン又は意匠は、登録の有効期間が満了した後、公共財産の範囲に属する。

第六節 デザイン及び意匠の登録の終了

(デザイン又は意匠の登録の無効)

第183条 第47条にいう工業所有権の無効の一般的な理由のほか、デザイン又は意匠が、登録出願日後又は優先権主張日後に公開され、かつ、その日より前に保護を受ける先願のデザイン又は意匠と同一である場合は、その後に保護されるデザイン又は意匠の登録の無効の理由となる。

(デザイン又は意匠の登録の取消可能)

第184条 デザイン又は意匠の登録は、第48条にいう場合及び次の各号に掲げる場合に取り消すことができる。

a) 後願のデザイン又は意匠の登録における識別標章の使用であって、適用される法令の規定に基づき当該使用を禁止する権利を有する。

b) 当該デザイン又は意匠が著作権の保護を受ける著作物の1つに対する許諾を得ない使用を構成する。

c) 当該デザイン又は意匠が、「工業所有権の保護に関するパリ条約」第六条の3にいう標識の不当な使用、又は当該条約第六条の3に含まれないが、マカオの特別な公共の利益に関係するその他の識別標章、記章及び印章の不当な使用を構成する。

(デザイン又は意匠の登録の拒絶、無効又は取消しの宣告)

第185条 第9条第1項a号及び第173条b号の規定に基づきデザイン若しくは意匠の登録が拒絶された場合、又はデザイン若しくは意匠の登録の無効若しくは取消を宣告された場合は、同一デザイン又は意匠については、次の各号に掲げる条件が同時に満たされている限り、登録を行うことができ、又は変更により関連の権利を維持することができる。

a) デザイン又は意匠の本体を維持する。

b) 本節にいう要件を満たすために必要な変更を加える。

2 前項にいう登録又は変更による維持は、デザイン又は意匠に関する権利者の一部放棄の宣言を伴う登録出願、又はデザイン若しくは意匠に関する権利の一部無効と宣告された裁判の結果として関連書類に付された注記を含めることができる。

第七節 デザイン及び意匠の早期保護

(早期保護の出願の対象)

第186条 紡績品又は衣服のデザイン又は意匠、及び訓令により定められるその他の産業のデザイン又は意匠は、早期保護出願の対象とすることができる。

(見本又は複製品の寄託)

第187条 前条にいう早期保護の出願を行う前に、関連の見本又は複製品の寄託をあらかじめ行うものとする。

2 経済局は、前項の規定にいう効力を生じさせるために、適当な主体と議定書を締結することができる。

3 早期保護の出願は、当該寄託が行われた日から15日以内に、経済局に提出しなければならない。

考慮に値する合理的理由がある場合には、上述の期間は、同じ期間延長することができる。

(秘密保持方式及びアーカイブ方式による保存)

第188条 前条にいう見本又は複製品は、早期保護の有効期間中、秘密として保持する方法で保存しなければならない。有効期間が満了した後はアーカイブ方式で保存する。

2 見本の寄託日は、早期保護の複数の出願において優先権に関する紛争がある場合は、考慮すべき日とする。

(早期保護出願の形態)

第189条 デザイン又は意匠の早期保護の出願は、本地域の公用語で作成された願書により行わなければならない。願書には、出願人の氏名又は商業上の名称、その国籍及び住所又は営業場所の所在地を明記し、かつ、次の各号に掲げる情報を添付しなければならない。

- a) 登録すべき見本又は複製品。その数は50を超えないものとする。
- b) 保護されようとする対象又はその用途を総括することができる名称又は標題。
- c) 創作者の氏名及びその居住国又は地域。

2 デザイン又は意匠を示すために使用される仮想語は、保護の対象を構成しない。

(見本寄託の証明)

第190条 早期保護出願の願書には、出願人の身元情報、見本又は複製品の受領日及び寄託番号を明記した第187条第2項にいう主体が出した同一の証明書を添付しなければならない。

(早期保護の存続期間)

第191条 早期保護の存続期間は、経済局が関連の出願を受領した日から3月とする。

(付与される権利)

第192条 第160条及びその条に続く数条の規定に基づく登録出願の効力がある場合は、早期保護は優先権の付与を構成する。

(早期保護の失効)

第193条 早期保護は、第191条にいう期間が満了したとき、又は第160条及びその条に続く数条の規定に基づき、早期保護が及ぶデザイン又は意匠の出願登録がなされたときに失効する。

(早期保護出願の変更)

第194条 出願人は、早期保護の有効期間中にいつでも、早期保護出願の対象となっている同一のデザイン又は意匠に関して、第160条にいう登録手続を開始することができる。

(行政行為又は訴訟のための登録出願)

第195条 早期保護の出願人が登録の付与に関する行政手続に参加しようとする場合、又は当該デザイン若しくは意匠を根拠として訴訟を提起しようとする場合には、強制規定は、第167条及び第168条の規定に基づき登録及び審査を求める申請を経済局に提出しなければならない。

(費用)

第196条 早期保護の各出願は、その出願に含まれる見本又は複製品の数に応じて、そのために定め

られた費用を納付しなければならない。

2 前項にいう費用が未納である場合は、一時的保護の出願は受理してはならない。

第四章 商標

第一節 保護の対象

(商標の対象)

第197条 商標登録証によってこの法規の保護の対象となり得るものは、ある企業の商品又は役務を他の企業の商品又は役務から適切に区別することができる人名、図形、文字、数字、音響、商品の外観又は包装を含む語句であって、イメージを表示することができる標章又は標章の組合せのみとする。

(言語要件)

第198条 商標上の文字は、ポルトガル語、中国語又は英語で記され、かつ、当該3つの言語の組合せによって構成されることが可能である。

2 輸出専用商品については、その商標は何れかの言語を使用することができる。ただし、マカオで使用される場合は、その商標は失効する。

3 ポルトガル語、中国語又は英語による強制使用は、関連施行規則の規定に基づく国際商標の登録出願、及び本地域に住所、法人の所在地又は営業場所を有しない出願人の商標に適用されない。

(保護の例外及び制限)

第199条 次の各号に掲げるものは保護を受けない。

a) 単に商品自体の性質に必要な形状、何らかの技術的結果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的な価値を与える形状によって構成された標章

b) 商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価値、原産地又は商品が生産された時期若しくは役務が提供された時期若しくはその他の特徴を表示する標識として商業活動において使用することができる標識のみから構成される標章

c) 近代的な言語となっているか又は商業上正当かつ慣用的に使用されている標章又は標識

d) 色彩。ただし、独特かつ識別性を有する方式で組み合わせたもの又は図形、文字その他の要素と組み合わせ使用したものを除く。

2 商標の構成が前項b号及びc号にいう一般的要素を含む場合は、当該要素は出願人によって排他的であるとはみなされない。ただし、当該標章がビジネス慣行において識別性を有している場合はこの限りでない。

3 経済局は、出願人又は異論申立人の請求があったときは、商標付与の指示において、出願人が排他的でない商標の構成要素を表示するものとする。

(団体商標)

第200条 前条の規定の適用を妨げることなく、商標は、団体商標の名義で、連合商標又は証明標章の形式で保護を受けることができる。

2 団体商標の登録により、当該商標の権利者は、法律又は定款にいう条件に基づいて、関連の商品又は役務の販売を規制する権利を有する。

3 この法規の適用上、次の各号に掲げる用語は次のとおり定義する。

a) 連合商標とは、自然人及び／又は非営利法人からなる団体の所有に属し、かつ、その構成員が商品若しくは役務に使用し、又は使用することを意図する特定の標章をいう。

b) 証明標章とは、関連の商品若しくは役務を監督する法人又はこれらの商品若しくは役務が遵守

すべき規定を制定する法人の所有に属し、監督される商品若しくは役務又はそのための規定を制定する商品若しくは役務に使用される特定の標章をいう。

4 商品及び役務の商標に関するこの法規の規定は、適切な調整を経て団体商標に適用する。

第二節 商標登録を受ける権利

(登録を受ける権利)

第201条 商標の登録権利者は、商標登録によって正当な利益を受ける者であり、特に次の者をいう。

- a) 製造された商品の表示に使用する製造事業者
- b) 販売する商品の表示に使用する販売事業者
- c) 従事する業務から得られる商品の表示に使用する農業従事者及び生産者
- d) 職人芸、手仕事又は手作業によって得られる商品の表示に使用する手作業従事者
- e) 従事する活動の表示に使用する役務提供事業者

(自由商標又は未登録商標)

第202条 自由商標又は未登録商標を使用して6月を超えない者は、この期間に登録を行う優先権を有し、かつ、同一期間内に他人の登録出願に異議申立をすることができる。

2 優先権を証明するために提供された書類については、公文書の場合を除き、その信憑性の判断は主観的なものとする。

(団体商標の登録を受ける権利)

第203条 次の各号に掲げるものは団体商標の登録を受ける権利を有する。

a) 適法に付与され又は承認され、かつ特定の品質を有する商品又は役務に使用されることができ証明標章

b) 経済活動の目的並びに関連する定款又は組織規則の定めるところにより、当該経済活動により得られた商品又は当該商品が特定の産地から生産されたものであることを表示するために、当該経済活動を監督し、監視し、又は許諾する法人である

2 前項b号にいう法人は、関連の組織規則又は定款に、商標を使用する権利を有する者、商標を使用するために遵守すべき条件、及び商標を無断使用し又は偽造した場合の利害関係人の権利及び義務を指定する規定を盛り込むよう促すものとする。

3 組織規則又は定款の変更が団体商標制度の変更につながる場合は、商標権を有する団体の指導部は、1月以内にその変更を経済局に通知する。

第三節 商標の登録手続

(登録出願及び商標登録の単一性)

第204条 2以上の登録出願は、同一出願において行うことができず、かつ、同種の商品又は役務について使用される各商標について1の登録のみを行うことができる。

(商品及び役務別の登録)

第205条 商標は、商品又は役務別に登録されるものとする。経済局は、法定の区分に基づいて、商品又は役務の種類を指定する権限を有する。

(出願の形式)

第206条 商標登録の出願は、本地域の公用語により作成された願書により行うものとする。願書には、出願人の氏名又は商業上の名称、国籍、住所又は営業場所の所在地、及び登録されるべき商標を明記し、かつ、一式3部作成し、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- a) 関連する商標を使用する商品又は役務。商品及び役務の区分に基づいて各級の順序で分類し、可能な限り当該区分のアルファベット順表に基づいて商品又は役務の名称を正確に表示する。
- b) 登録出願された商標が商品商標、役務商標、連合商標又は証明標章であること。
- c) 登録出願された商標が立体商標又は音商標であること。後者の場合は、当該商標を構成する音楽的要素をフレーズで表示する。
- d) 商標の見本。それを専用印刷物の対応する位置に貼り付ける。
- e) 凸版印刷による商標の複製に供される、寸法が1.5cm×1.5cmから6cm×6cmの間にあるフォトプレート2枚。
- f) 色彩が表示されている3つの商標の見本。当該色彩が商標の構成要素であるものに限る。
- g) 優先権を主張する場合は、第17条第3項の規定に基づいて主張する。

(出願の追加情報)

第207条 登録出願は、状況に応じて、次の各号に掲げる情報により補足されるものとする。

- a) 主張された優先権を確認する書類。
 - b) 出願人が自由商標又は未登録商標を使用していたことを根拠として優先権を有することを意図する場合は、自由商標又は未登録商標の使用を証明する書類を提出しなければならない。
 - c) 外国商標の登録権利者による、出願人が本地域における自己の代行者又は代理人として行動するための許諾を示す書類。
 - d) 本人の氏名、商業上の名称、営業場所の名称又は標識、肖像、イラスト、その他の言葉又は図案が商標に表示され、かつ、出願人ではない者の許諾、又はその者が死亡した場合は、その承継者又は4親等内の親族の許諾を示す書類。
 - e) 本地域、市又は本地域若しくは外地に属するその他の公共団体又は私的団体の旗、章、盾章、標章、紋章又はその他の記章、監察及び保証を表示する公的標識、印、印章、並びに赤十字その他の類似の性質を有する団体の特別な記章又は名称を商標として使用するために取得される許諾を示す書類。
 - f) 本地域の記念建造物、その名称、外形又は模造物を商標として使用するために取得する許諾を示す書類。
 - g) 高い象徴的意義を有する標章、特に宗教的象徴である標章を商標として使用するために取得する許諾を示す書類。
 - h) 商標に言及され又は複製されている勳章その他の賞状。
 - i) 権限を有する主体が発行する登録証であって、商標上の所有地又は不動産の名称の使用又は当該所有地又は不動産への言及の権利を証明するもの、及び出願人が当該所有地又は不動産の所有者でない場合には当該所有者の許諾を取得するもの。
 - j) 出願された商標が先に登録された商標又は登録された他の工業所有権と混同される虞があることを理由として取得すべき当該商標又は工業所有権を持つ権利者の許諾、及び専用実施権者が存在し、かつ、当該契約により当該実施権者の同意が免除されていない場合は、当該実施権者の許諾を示す書類。
- 1) 団体商標の使用を規制することは、法律、定款又は規則の規定に基づくものである。
- 2) 商標にめったに見られない文字が含まれている場合には、出願人はその音訳及び翻訳文を提出し

なければならない。

(優先権)

第208条 マカオにおいて登録出願中の商品又は役務の一覧に含まれるものが、優先権の主張の基礎となる登録出願に含まれるものと異なる場合は、出願人は、1月以内に商品又は役務の一覧を差し替えるよう通知されるものとし、この期間は延長されてはならない。

2 前項にいう商品又は役務の一覧が差し替えられない場合は、優先権の喪失を招くものとする。本国における登録の効力のために、マカオにおいてなされた出願は、その出願日及び出願に含まれている一覧が重視されるものとする。

(形式上の審査)

第209条 経済局は、出願を受領した後1月以内に、出願が第206条及び第207条の規定に基づいて要求することができるすべての情報を備えているか否かを確認し、かつ、関連する商品及び役務を分類するために、出願の方式審査を行うものとする。

2 出願人は、当該出願において当該出願人が備えることを要求される情報が欠落し、又は含まれている情報に不備な部分が存在している場合には、当該出願人は、その旨の経済局からの通知を受領してから2月以内に、当該出願を規則に適合させなければならない。又は当該通知がない場合は、出願人は、出願日から3月以内に、当該出願を規則に適合させなければならない。両期間は、理由の説明を添付した請求により、1月延長することができる。

3 異なる種類の商品又は役務が同一の種類の商品又は役務に含まれる場合は、第2項にいう通知において、出願人に対して、指定された種類の範囲に出願を限定すべきであること、又は出願を限定しないことを選択した場合は、追加手数料を納付すべきであることを通知するものとする。

4 第15条に規定する効力を生じさせるために、出願の優先権を取得する日とは、第206条に規定する情報を含む出願が完全に提出された日をいい、利害関係人が出願した場合は、経済局は、当該出願の提出に関する証明書を発行する。

5 第2項にいう通知がなされなかったか又は通知を受領しなかったかを問わず、出願人は、商標の付与を受けることを目的として、法定期間内に当該出願を規則に適合させるものとする。

6 第2項にいう期間の終了時に当該出願の不完全又は不備な部分が補正されていないことが判明した場合、出願は拒絶され、当該通知は「政府公報」への登載により公示される。

(登録出願の公告)

第210条 出願が完全であること又は出願が前条にいう要件を満たしていることが示された場合は、経済局は、出願人の身元に関する情報及び当該出願の主題を完全に表示するために必要な情報を記載した通知を「政府公報」に登載して公示するよう促すものとし、場合によっては次の各号に掲げる事項を含む。

a) 凸版印刷により複製された商標であって、当該商標が使用されている指定商品又は指定役務及びその区分を表示し、かつ、当該色彩が商標の構成要素の一部である場合は、当該色彩を明記する。

b) フレーズにより商標を構成する音を表示する。

(異議申立及び答弁書)

第211条 異議申立の期間は、当該出願が「政府公報」への登載により公示された日から2月とする。

2 異議申立書及び手続内のその他の書類については、出願人は、通知を受領してから1月以内に答弁書に回答することができる。

3 前二項にいう期間内に利害関係人からの請求があった場合は、当該手続のさらなる説明の必要性

が示され、かつ、事項の複雑さに基づいて正当性が示された場合は、追加理由の説明の提出を許可することができる。

4 前項にいう追加理由の説明は、許可を得た後、経済局が定める期間内に提出しなければならない。また、当該期間が定められていない場合には、第1項及び第2項にいう期間の満了時から1月以内に提出しなければならない。

5 手続書類の分析は、利害関係人の請求及び相手方当事者の同意を得たときは、6月を超えない範囲で中止することができる。

6 経済局は、職権により又は利害関係人の請求により、手続の決定に影響を及ぼす原因が存在する期間、手続書類の分析を中止することができる。

7 異議申立人は、異議申立又は答弁書が受理されなかったことについて、関連する指示に対して個別の上訴を提起してはならない。ただし、商標権付与の指示に対しては、本法規第4編の規定に基づいて上訴を提起することができる。

(手続書類に対する審査及び分析)

第212条 経済局は、異議申立のための期間が満了した後であって、異議申立が行われた場合に当該議論が終了したことを示された場合は、その手続書類を審査し、かつ、分析するものとする。

2 審査には、各当事者の陳述に対する審議を含む、出願された商標の審査及び同一の商品若しくは役務について又は同一若しくは類似の商品若しくは役務についての登録商標との比較を主要かつ必要な内容とする場合は、手続に関する報告書を作成し、権限を有する主体が登録を承認又は拒絶する旨の指示を提出しなければならない。

3 商標審査において商標を構成する名称要素にかかわる場合には、ポルトガル語、中国語、英語又はその他の言語において、それぞれ又は相互に、文字及び発音の面で混同が生じる可能性があることに注意しなければならない。

(決定)

第213条 登録は、登録を拒絶する理由が示されていない場合、又は異議申立が行われた場合にその理由が成立しない場合に、承認されるものとする。

2 登録の承認又は拒絶の指示は、出願の公告を含む「政府公報」への登載により公示された日から遅くとも6月以内に行うものとする。

(商標登録の拒絶理由)

第214条 商標登録は、次の各号に掲げる場合に拒絶されるものとする。

a) 工業所有権の付与を拒絶する第9条第1項にいう一般的な理由の存在が確認された。

b) 商標の主要部分が、マカオにおいて周知である他の商標から完全に複製、模造又は翻訳されたものであって、同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に、周知商標と混同する虞があり、又はそれらの商品又は役務が周知商標権者と関連する虞がある。

c) 後の商標は、マカオにおいて名声を得ている先の商標と類似していない商品又は役務について使用されているが、後の商標の使用が、先の商標の識別性若しくは名声から不当な利益を得ようとするものであり、又は先の商標の名声を害する虞があるものである場合は、マカオにおいて名声を得ている先の商標の複製、模造又は翻訳を構成する。

2 商標又はその要素の何れかに次の各号に掲げるものが含まれている場合も、登録は拒絶されるものとする。

a) 公衆に誤認を生じさせる虞がある標章であって、特に指定商品又は指定役務の性質、品質、用途又は原産地について誤認を生じさせる虞がある。

b) 他人の先に登録された商標の全部又は一部を同一又は類似の商品又は役務に使用するために複製又は模造し、かつ、消費者に誤認若しくは混同を生じさせる虞があり、又は登録商標と関係を連想させる虞がある。

c) 仮想のメダル又はイラストであって、官製の勲章又は公式の試合及び展示会において授与されるメダル及び奨励と混同される虞がある。

d) 出願人が使用する権利を有しない紋章、記章、メダル、勲章、氏名、肩書き及び名誉称号、又は出願人が使用する権利を有しているが、その使用が類似の標章に対する軽視を生じさせ、又はその名声を損なう。

e) 商業上の名称、営業場所の名称又は標識であって、出願人が所有しておらず、又は出願人が使用を許諾されていないもの、又は当該名称若しくは標章の特徴的な部分を表示し、かつ、その使用が消費者に誤認又は混同を生じさせる虞がある。

f) 著作権又は工業所有権を侵害する標章。

3 第199条第1項b号及びc号にいう標章又は標識のみから構成される商標であって、すでに識別性を有するものは、登録拒絶の理由とはならない。

4 第1項b号にいう商標登録の拒絶に関して利害関係を有する者は、当該登録がマカオにおいて出願されたこと又は登録拒絶の出願と同時に出願されたことが証明された場合に限り、当該手続に関与することができる。

5 第1項c号にいう商標登録の拒絶に関して利害関係を有する者は、商標の名声をもたらす商品又は役務についてマカオにおいて登録出願されたこと、又は異議申立と同時に登録出願されたことを証明した場合に限り、当該手続に関与することができる。

(商標の複製又は模造)

第215条 同時に次の各号に掲げる条件を満たす場合は、登録商標の全部又は一部を複製又は模造したものとみなす。

a) 登録商標が優先権を有する。

b) 同一又は類似の商品又は役務を表示するために両者が使用されている。

c) 図案、名称、図形又は読み方が登録商標に類似しており、消費者に誤認若しくは混同を生じさせる虞があり、又は先に登録された商標の関係を連想させる虞があり、消費者が注意を払って審査し又は比較しなければ識別できない。

2 他人の先の登録商標の一部を構成する仮想名称を使用すること、又は当該商標のみを相応の色彩、文字の配列、メダル及び報奨で使用する商品の包装又は外層の外観デザインであって、正当に使用されている商標を所有する者が使用している他の色彩、文字の配列、メダル及び報奨から非識字者が識別することができないものは、一部が複製又は模造商標を構成する。

(一部拒絶)

第216条 商標登録の拒絶理由が登録出願の対象である特定の商品又は役務のみに係る場合は、登録拒絶は、それらの商品又は役務にも限定される。

第四節 商標登録の効力

(商標登録の法的推定)

第217条 商標の登録は、新規性を有するか又は先に登録された商標と区別される旨の法定推定を構成する。

(商標登録の存続期間及び更新)

第218条 商標登録の存続期間は、商標登録日から7年とし、同一の期間を何度でも更新することができる。

2 更新申請は、存続期間の最後の6月以内に行い、登録証の原本を添付しなければならない。

(商標登録により付与される権利)

第219条 商標の登録は、第三者が自己の同意なしに行う経済活動において、登録商標と同一又は混同を生じさせる標章を、指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務に使用することを阻止する権利を権利者に与えるものである。また、関連する標章の同一又は類似、商品又は役務の類似により、関連する使用が消費者に心理的混同を生じさせる虞がある。これには標章と登録商標の関係を連想させる虞が含まれる。

2 商標登録により付与される権利には、権利者の企業活動に関係する用紙、印刷物、ウェブサイト、広告及び文書上での商標の使用が含まれる。

(商標登録により付与される権利の制限)

第220条 商標登録により付与される権利は、第三者が行う経済活動において次の各号に掲げるものを使用することを、その権利者が妨げることを認めるものではない。ただし、その使用が経済活動における誠実な営業のための規則及び慣習に適合していることを条件とする。

a) 権利者の氏名及び住所。

b) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価値、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、又は商品若しくは役務のその他の特徴の表示。

c) 登録商標であって、商品又は役務の原産地を表示するために必要な場合、特に付属品又は予備品について指定する場合を条件とする。

(容認による権利の失効)

第221条 登録商標を持つ権利者が知っている限り、後の登録商標の使用を3年間継続して容認した場合、先の登録を理由として、後の登録商標の登録を取り消す権利又は後の登録商標の指定商品又は役務についての当該商標の再使用に異議を申し立てる権利を失う。ただし、後の登録商標の登録が悪意で行われた場合は、この規定は適用されない。

2 前項にいう3年の期間は、権利者が関係事実を知った時から除斥期間とする。

3 後に登録された商標の権利者は、後に登録された商標に異議を申し立てることによって、先に登録された商標の権利を主張することができなくなった場合であっても、先に登録された商標の権利に異議を申し立てる権利を有さない。

(会社名及び商業上の名称との関係)

第222条 商標の登録は、その商標と混同される商業上の名称の取消の基礎を構成する。ただし、当該商業上の名称の許可又は変更の請求が登録出願の後に行われたものであることを条件とする。

2 前項の規定に基づき当該行為の取消の訴えは、当該法人の商業上の名称の設定又は変更が「政府公報」への登載により公示された日から起算して5年以内のみ提起することができる。ただし、検察院が提起した取消の訴えは、この限りでない。

第五節 商標の使用

(商標の任意の使用)

第223条 商標の使用は、特定の商品又は役務に関して登録商標の使用を強制しなければならない旨が法律に定められている場合を除き、任意である。本規定は商標権の失効に関する規定の適用を妨げない。

(商標の変更不能性)

第224条 商標は、変更されないものとし、その構成要素が変更された場合は、再登録されるものとする。

2 商標の識別を損なわない場合には、前項の規定は、商標の比例、鑄造、彫刻又は複製に使用する材料及びその色彩のみに影響を及ぼす単純な変更には適用しない。ただし、色彩の単純な変更は、商標の特徴の1としての色彩について明確な要件が存在しない場合に限る。

3 指定商品又は指定役務に関する明示的な指示の追加又は削除、及び商標権者に関する変更は、その氏名若しくは会社名、又はその住所若しくは営業場所の所在地の変更に関係なく、商標の識別に影響を及ぼさない。

(登録の表示)

第225条 登録商標の所有者は、登録の有効期間において、商標に《M. R.》、《R》の頭文字若しくは単純に®を付した字句、又はその原語の《Marca Registrada》のポルトガル語の字句、「註冊商標（登録商標）」の中国語の字句、又は《Registered Trademark》若しくは《T. M.》の英語の字句を付する権利を有する。

(証明標章の使用)

第226条 証明標章が何らかの方法で商品に付された場合において、当該標章が製造過程のすべての段階に適用されていないときは、証明標章を補足するために、その事実を明記するものとする。

(商標の移転)

第227条 営業場所を譲渡する場合は、別段の合意がある場合を除き、商標の登録出願又は登録商標の所有権も移転するものと推定される。

2 商標の登録出願又は登録商標の所有権は、営業場所の移転の有無に拘わらず、商品若しくは役務の出所又はその出所を識別するために使用される主要な特徴について公衆を誤認させることがない場合に限り、移転することができる。

3. 行われた移転が商品又は役務に関連する部分的な移転である場合は、商標登録証を取得する権利を含む独立した登録の基礎として、関連の書類の謄本を申請するものとする。

4 部分的移転の場合は、新規出願は元の優先権を維持する。

5 商標の権利者、登録出願人又はそれらが代表する者の氏名又は商業上の名称が商標上に表示される場合は、商標の移転に関連する規定を定めなければならない。

(移転の制限)

第228条 経済活動を監督又は規制する機関の名義で登録された商標は、法律、定款又は内部規則に別段の規定がある場合を除き、譲渡不可の商標である。

第六節 商標登録の終了

(商標登録の無効)

第229条 第47条の規定は、商標登録に適用する。ただし、当該商標が第199条第1項b号及びc号にいう標章によって構成されている場合であっても、すでに識別性を有しているときは、その登録の無効は宣告されない。

(商標登録の取消可能性)

第230条 商標登録は、第48条にいう場合のほか、次の各号に掲げる場合に商標登録証が交付されたときにも取り消すことができる。

- a) 交付を求めることができる証明書類及び許可を提出しなかった。
- b) 第214条第1項b号及びc号及び第2項の規定に違反した。

2 周知商標の保護を理由として関連商標登録の取消を意図する利害関係人は、マカオにおいて関連登録が出願されたことを証明した後、又は取消請求と同時に登録出願をした場合に限り、関連手続に関与することができる。

3 名声を有する商標の保護を理由として当該商標の取消を意図する利害関係人は、当該商標に名声を付与する商品又は役務についてマカオにおいて登録出願がされたことを証明した後、又は登録取消請求と同時に登録出願がされた場合に限り、関連手続に関与することができる。

4 後に登録された商標に対する異議申立てのために主張された先に登録された商標が正式な使用の条件を満たしていない場合は、後に登録された商標は取り消されてはならない。

5 第214条第1項b号及びc号の規定の違反を理由とする商標の取消請求は、登録日から5年以内に限り行うことができる。

(商標登録の失効)

第231条 商標の登録は、次の各号に掲げる場合に失効する。

- a) 第51条第1項にいう場合。
- b) 合理的な理由がある場合を除き、継続して3年間商標を正式に使用しなかった場合。
- c) 商標の識別を損なう変更が発生した場合。

2 商標の登録は次の各号に掲げる場合も失効する。

a) 商標権者の作為又は不作為の結果として、商標が登録商標を使用した指定商品又は指定役務を販売する際に使用される名称に変更された場合。

b) 商標権者又はその同意を得た第三者が、商標登録出願の対象である商品又は役務について商標を使用したことにより、特に当該商品又は役務の性質、品質及び出所について公衆の誤認を生じさせる虞がある場合。

- c) 輸出のためにのみ登録された商標がマカオにおいて使用されている場合。

3 団体商標の登録は、次の各号に掲げる場合には失効を宣言するものとする。

a) 商標の登録が法人の名義で行われ、かつ、法人が存在しなくなった場合。ただし、合併又は分割の場合はこの限りでない。

b) 商標の登録が法人の名義で行われ、かつ、その法人がその一般的目的又は定款に定める目的とは異なる目的で商標を使用することに同意している場合。

4 商標登録の失効の理由が、その商標登録の出願対象となっている商品又は役務に限定されている場合には、当該失効は、その商品又は役務のみを対象とする。

5 利害関係人は、裁判所の内外において、第51条第2項及び第4項の規定の適用を妨げることなく、本条にいう無効の理由を主張することができる。

(商標の正式な使用)

第232条 次の使用は、商標の正式な使用とみなされる。

a) 登録権利者又は適切に登録されている許可を得た者が、商標の登録のために本法規に定めるとおり、商標の使用若しくはそれに関連する使用をそのままとし、又はその識別性を変更しない商標の一部の要素にのみ変更を生じさせる場合。

b) 前号の規定と同様に、輸出に係る商品又は役務についてのみ商標を使用する場合。

c) 商標権者の監督及び登録の効力を維持するために、第三者が商標を使用する場合。

2 連合商標の所有者の同意を得て連合商標を使用した者による使用は、連合商標の正式な使用とみなされる。

3 証明標章を使用する資格を有する者による使用は、証明標章の正式な使用とみなされる。

4 連続して3年間の商標不使用に続き、商標の正式な使用は、失効申請が提出される直前の3月に開始又は再開され、かつ、当該開始又は再開のための措置が、権利者が失効申請を提出することができることを知った場合に行われたものである場合は、考慮されない。

5 登録権利者又はその許可を得た者は、商標の使用を証明する責任を負うものとし、そうでない場合には、当該商標は使用されていないものと推定される。

第五章 営業場所の名称及び標識

第一節 保護の対象

(保護の対象)

第233条 本節の規定に適合する営業場所の識別性のある標章のみが、営業場所の名称及び／又は標識証書により、本法規の保護の対象となることができる。

(営業場所の標識)

第234条 本法規の効力を生じさせるために、図案若しくはイラストのみからなる外部標章、又は図案若しくはイラストと営業場所の名称若しくは他の言葉若しくは格言との結合からなる外部標章は、営業場所の標識とみなされる。

2 店舗、倉庫又は工場の外壁及び公衆に展示する部分の装飾並びに旗の色彩は、当該営業場所を完全に識別することができる標識を構成することができる。

(保護の例外について準用)

第235条 該当する場合は、営業場所の名称及び標識については、第199条の規定が適用される。

(禁止されない構成要素)

第236条 登録出願の対象となる名称又は標識が次の各号に掲げる要素を含む場合は、その登録に影響を及ぼさない。

a) 仮想的な名称又は固有の名称。

b) 歴史的名称。ただし、その使用が何らかの方法で、当該名称に関する一般の人の見解を冒とく又は侮辱する見解を生じるものは除外する。

c) 産業の名称又は営業場所の所在地であって、上述の要素が受け入れ可能なものであるか又は当該要素が識別可能な要素と共に含まれているものであることを条件とする。

d) 営業場所の所有者の氏名、商業上の名称の識別性のある要素、所有者のペンネーム又はニックネーム。

e) 営業場所の経営活動の種類。ただし、当該要素は特定の顕著な要素を含むものであることを条件とする。

(禁止されているか又は条件により制限されている構成要素)

第237条 次のものは、営業場所の名称又は標識の構成部分となってはならない。

a) 他人が登録した営業場所の名称又は標識の複製又は模造を構成する氏名、名称、図案又はイラスト。

b) 関連の名称若しくは標識を使用することを意図する営業場所において製造若しくは販売される商品又は提供される役務に使用される商標、デザイン若しくは意匠の構成要素であって、当該商標、デザイン又は意匠が他人の保護を受けているもの。

c) 単なる地理的名称ではない外国語の単語又は字句。ただし、営業場所が関係国の公民に所有されている場合を除く。

d) 特定の国籍その他これに類似する意味を有する名称の表示。ただし、当該営業場所が当該国籍を有する自然人若しくは法人に所有されているか、又は特定の国若しくは地域において実際に営業を行っている営業場所を有する自然人又は法人に所有されている場合は、この限りでない。

2 名称又は識別性のある標識の使用の許可及びその他の同一の性質を有する許可は、明示的な制限がある場合を除き、法定相続により移転することができる許可とみなす。

3 第1項a号の規定は、同一の姓を有する2以上の者が、それぞれの営業場所の名称又は標識に当該姓を付することを妨げるものではない。ただし、完全に区別することができることを条件とする。

第二節 名称及び標識に関する権利

(名称及び標識に関する権利)

第238条 正当な利益を有する者、特に本地域に住所又は営業場所を有する農業従事者、畜産業従事者、製造業者、商売人その他事業主は、次の規定に基づき、その営業場所に名称を付し、又はその営業場所を周知させるために名称及び標識を付す権利を有する。

第三節 営業場所の名称及び標識の登録手続

(出願の方式)

第239条 営業場所の名称又は標識の登録出願は、本地域の公用語により作成された願書により行うものとし、出願人の氏名又は商業上の名称、その国籍、住所又は営業場所の所在地を記載し、かつ、登録されようとする名称及び／又は標識を記載しなければならない。

2 願書が提出された日は、優先権の効力を生じさせる上で重要な日とする。

(出願の追加情報)

第240条 登録出願は、次の各号に掲げる情報により補足されなければならない。

a) 出願人が営業場所を実際に所有し、そのように見せかけているものではないことを証明する証明書類であって、特に、産業上、行政上若しくはこれと同一の性質を有するもの、又は第236条c号にいう場合は、不動産登記証明書その他の証憑である。ただし、当該証明書類を提出することができない合理的な理由があるものを除く。

b) 同一の営業場所の名称及び標識が登録されていることについて出願人が行った宣誓書。

2 出願は、該当する場合は、次の各号に掲げる情報により補足されなければならない。

- a) 出願人に属さない名称の使用に同意を得たこと又は使用の正当性を有することを証明する書類。
- b) 出願人が所有していない商業上の名称又はその特徴のみを表示する部分について、当該使用に同意し又は当該使用の正当性を有することを証明する書類。ただし、当該使用が消費者に誤認又は混同を生じさせる虞がある場合を条件とする。
- c) 他人の名義で名称又は標識が登録されている営業場所を出願において言及しようとする場合は、「旧…倉庫」、「旧店舗」、「旧…工場」その他の類似の用語の使用についての同意を得たことを証明する書類を備えなければならない。
- d) 他の自然人又は法人について「元…従業員」、「元…親方」、「元…支配人」又はこれに類する表現で言及することに同意したことを証明する書類。
- e) 血族関係の正当な使用の指示並びに「相続人」、「承継者」、「代理人」、又は「代行者」その他これに類する用語を証明する書類。
- f) 第207条商標に関して規定された事由が出願された名称又は標識について生じている場合は、同条にいう許可及び証明書類を備えなければならない。
- g) 例外として受領された第236条第1項c号及びd号にいう構成要素の証明書類。

3 標識に関する出願の場合は、当該出願は、次の各号に掲げる情報により補足されなければならない。

- a) 標識の2の図形で、可能な限り複写本又は図面で作成されたものであって、かつ、上述の図形のために確保された位置に印刷若しくは貼り付けの形式で印刷されたもの又は貼り付けられたもの。
- b) フォトプレート又は経済局が定めるその他の媒体であって、登録されようとする標識の図面の複製が含まれるもの。

(名称及び標識の登録出願及び登録の単一性)

第241条 同一の出願において、2以上の名称及び標識の登録を出願してはならず、同一の営業場所においては、1の登録名称及び登録標識のみを有することができる。

2 同一の営業場所について2以上の名称及び標識の登録が出願された場合には、経済局は、出願人に対し、登録のうちの1の登録のみを選択し、残りの登録を放棄する旨を通知する。

3 同一の営業場所について、2以上の名称及び標識の登録が存在する場合には、経済局は、その所有者に対し、登録のうちの1つのみを選択することができ、他の登録を放棄することを通知する。

4 第2項及び第3項にいう通知に応答しない場合は、最初の出願又は出願のみが受理され、場合によっては、他の出願が拒絶され又は失効が宣言される。

(形式上の審査)

第242条 経済局は、出願を受領した後1月以内に、当該出願が第240条に規定する情報により適切に補足されているか否かを確認するための方式審査を行う。

2 出願が、請求することができる情報を備えていないか、又は備えている情報に不備が存在する場合には、当該出願は、経済局による通知から2月以内に、規則に適合させなければならない。又は当該通知がない場合は、出願日から3月以内に、規則に適合させなければならない。両期間は、理由の説明を添付した請求により、1月延長することができる。

3 出願人は、第2項にいう通知が発行されなかったか又は当該通知を受領しなかったかを問わず、名称及び標識の登録を取得する目的で、法定期間内に出願を規則に適合させなければならない。

4 第2項にいう期間の満了時に出願の瑕疵又は不備が補正されていないことが判明した場合は、出願は拒絶され、「政府公報」への掲載により公示される。

(出願の公告)

第243条 経済局は、登録が許可されたことにより損害を受けると思われる者が異議申立をするために、公告の形で出願を「政府公報」に đăng載して公示するよう促すものとする。

(継続の手續)

第244条 第211条から第213条までの規定は、必要な調整を得て、営業場所の名称及び標識の登録出願に適用する。

第四節 名称及び標識の登録の効力

(登録の存続期間)

第245条 登録の存続期間は、登録の日から10年とし、同一の期間を何度も更新することができる。

(登録により付与される権利)

第246条 他の法律の規定により与えられる保護に影響を及ぼすことなく、本法規の規定に基づいて名称又は標識を登録することにより、その権利者は、登録された名称又は標識と同一であるか又は混同を生じさせる虞のある標章を、その者の同意なしに第三者が当該第三者の営業場所に使用することを阻止する権利を有する。

2 登録は、登録された名称又は標識を含む標章を他人が使用することを阻止する権利を付与する。

3 営業場所の名称及び標識の登録は、その登録要件を備えていることについて、単なる法的推定を構成する。

(会社名及び商業上の名称との関係)

第247条 該当する場合は、第222条の規定は、営業場所の名称及び標識の登録に適用する。

第五節 名称及び標識の使用

(名称又は標識の表示)

第248条 登録権利者は、登録の有効期間中に名称又は標識に「Nome registado」、「Insignia registada」又は「NR」若しくは「IR」のポルトガル語の字句、又は「登記名稱（登録名称）」若しくは「登記標誌（登録標識）」の中国語の字句を追加することができる。

(名称又は標識の変更不能性)

第249条 名称及び標識は、変更されないものとし、その構成要素が変更された場合は、再登録されるものとする。

2 標識の変更不能性については、必要な調整を得て第224条第2項及び第3項に定める規則を遵守するものとする。

(移転)

第250条 営業場所の名称及び標識の登録出願又は当該名称及び標識の登録から生じる権利は、当該名称及び標識が属する営業場所又はその一部を無償又は有償で移転する場合に限り、かつ、当該営業場所の移転について法律に基づいて要求される手續に従うことを条件としてのみ移転することができる。

2 次の規定の適用を妨げることなく、営業場所の移転は、その名称及び標識をそれに伴って移転させるものであり、かつ、当該名称及び標識は、移転者が現存し又は将来の他の営業場所に名称及び標識を残した場合を除き、登録時と同じ状態を維持することができる。

3 営業場所の名称又は標識に、その所有者、登録出願人又はそれらが代表する者の氏名又は商業上の名称が表示されている場合は、当該営業場所の名称又は標識の移転に関連する規定を定めなければならない。

第六節 名称及び標識の登録の終了

(名称及び標識の登録の無効)

第251条 第47条の規定は、名称及び標識の登録に適用する。ただし、当該名称及び標識が第199条第1項b号及びc号にいう標章によって構成されている場合であっても、その登録の無効は、すでに識別性を有している場合は宣告されない。

(名称及び標識の登録の取消可能性)

第252条 名称及び標識の登録は、第48条にいう場合には取り消すことができるが、第240条の規定に基づいて請求することができる証明書類及び許可を提出することなく、登録証が交付された場合にも、取り消すことができる。

2 第214条第1項b号、c号及び第2項の規定に違反して当該標識に登録が与えられた場合も、当該登録は取り消すことができる。

3 該当する場合には、前項にいう場合については、第230条第2項から第5項までの規定を適用する。

(名称及び標識の登録の失効)

第253条 名称及び標識の登録は、次の各号に掲げる場合に失効する。

- a) 第51条第1項にいう場合。
- b) 関連の営業場所の閉鎖及び清算。
- c) 合理的な理由がある場合を除き、登録された標識又は名称を5年間継続して使用していない場合。
- d) 名称又は標識の識別を損なう変更が生じた場合。

2 経済局は、同一の営業場所に2以上の登録が存在することが判明した場合は、その権利者に対し、1の名称及び標識を選択するよう通知し、その後、残りの名称及び標識の登録の失効を宣言するものとする。

第六章 原産地名称及び地理的表示

(保護の対象)

第254条 原産地名称証明書は、次の各号に掲げる場合に限り、本法規の保護対象とすることができる。

a) 区域、場所、国又は地域の名称であって、自然的要素及び人的要素を含む地理的条件のために本質的又は独特の品質若しくは特徴を有する商品であって、限定された地理的領域内で生産、加工及び製造しなければならない製品を、当該区域、場合、国又は地域に由来したものであることを表示又は識別するために使用される場合。

b) 地理的又は地理的でない一定の伝統的名称であって、商品が特定の区域又は場所に由来するも

のであり、かつ、前号にいう条件を満たしていることを示すために使用される場合。

2 特定の区域、場所の名称、又は例外的な場合には特定の国又は地域の名称は、当該商品が当該区域、場所、国又は地域からの商品であることの表示又は識別に用いられる場合に限って、地理的表示証明書により、本法規の保護の対象となることができる。ただし、その商品の評判、特定の品質又はその他の特徴がその地理的出所に由来するものであり、かつ、その商品が限定された地理的区域内で生産され、かつ／又は加工され、かつ／又は製造されなければならないことを条件とする。

3 登録された原産地名及び地理的表示は、関連区域内において居住者又は実際的かつ正式な方法で営業場所を設立した者が共有する財産であって、登録権利者の適切な許可を得た場合には、当該区域内において、特産品業を営むためにこれらの者が区別することなく使用することができる。

4 前述の権利の行使は、営業の重要性又は商品の性質に左右されるものではなく、その結果、原産地名又は地理的表示は特定の場所、区域又は地域に由来する特色を有する特産品に使用することができる。ただし、伝統的及び慣習的又は適当な規則に基づいて定められた区分その他の条件に従うことを条件とする。

(登録出願)

第255条 原産地名又は地理的表示の登録出願は、登録を受ける資格を有する自然人、非営利的法人又は私的法人の名称を指定した本地域の公用語により作成された願書により行われるものとし、かつ、次の各号に掲げる情報を添付しなければならない。

- a) 原産地名又は地理的表示を使用しようとする商品の名称。
- b) 原産地名又は地理的表示に関する伝統的又は規則的な使用条件、及び関連する場所又は区域の範囲。

2 原産地名又は地理的表示の登録の付与には、営業場所の名称及び標識の登録手続に関する規定の関連部分が適用される。

(原産地名登録の拒絶理由)

第256条 原産地名又は地理的表示の登録出願は、次の各号に掲げる場合に拒絶されるものとする。

- a) 第9条第1項にいう工業所有権の付与を拒絶する一般的理由が生じる場合。
- b) 登録された原産地名又は地理的表示の複製又は模造を構成する場合。
- c) 公衆を誤認させる虞があり、特に関連製品の性質、品質及び地理的原産地について誤認を生じさせる虞がある場合。
- d) 工業所有権又は著作権を侵害する場合。

(登録の存続期間)

第257条 原産地名又は地理的表示の存続期間は制限されないものであり、原産地名又は地理的表示が登録されているか、及び登録商標の構成要素であるかを問わず、本法規又は特別法令にいう措置の実施により、及び虚偽の原産地表示に対抗する措置の実施により、原産地名又は地理的表示の所有権が保護される。

(登録の表示)

第258条 登録の有効期間中、原産地名又は地理的表示の使用が許可されている商品には、「Denominação de origem registada」若しくは「DOR」、「Indicação geográfica registada」若しくは「IGR」のポルトガル語の字句、又は「登記原産地名（登録原産地名）」若しくは「登記地理標記（登録地理的表示）」の中国語の字句を表示することができる。

(登録により付与される権利)

第259条 原産地名称又は地理的表示の登録は、次の各号に掲げる行為をすることを阻止する権利を付与する。

a) 第三者がある商品を指定又は紹介する時に、関連の商品が真の原産地とは異なるある地理的領域に由来するものであることをあらゆる方法を使用して指摘又は暗示する。

b) その使用が、1967年7月14日にストックホルムで改正された「パリ条約」第10条の2の規定に基づく不正競争を構成する。

c) 登録権利者の許可を得ずに使用する。

2 法律に基づいて保護及び監察のために決定された原産地名称又は地理的表示であって、その字句を構成するものは、限定されていない地域で生産される商品の名称、ラベルシール、商標シール、広告その他の書類に如何なる方法によっても表示されてはならない。

3 前項にいう禁止は、商品の真の原産地が言及されている場合、又は「種類」、「カテゴリ」、「品質」その他の類似の言葉のような原産地名称又は地理的表示を構成する字句の使用に、修正された言葉が加えられている場合にも存在する。また、この禁止は、公衆を誤認させる虞のあるフレーズ、紹介又は図形の組合せの使用についても適用する。

4 マカオにおいて名声を得ている原産地名称又は地理的表示を同一でなく又は類似していない商品に使用することも、合理的な理由なしに登録されている原産地名称又は地理的表示の識別性又は名声を不当に利用しようとする事、又は原産地名称又は地理的表示を害することを意図する場合は、禁止される。

5 前各項の規定は、販売者が、販売地とは異なる区域、国又は地域からの商品にその名称、住所又は商標を付すことを妨げない。ただし、生産者又は製造者の商標が当該商品に留保されていることを条件とする。

6 原産地名称又は地理的表示の登録は、その登録要件を備えていることについて、単なる法的推定を構成する。

(会社名及び商業上の名称との関係)

第260条 該当する場合には、第222条の規定は原産地名称又は地理的表示に適用される。

(原産地名称又は地理的表示の登録の取消可能性)

第261条 原産地名称又は地理的表示の登録は、第48条第1項にいう場合のほか、次の各号に掲げる場合に限り取り消すことができる。

a) 登録された原産地名称又は地理的表示の複製又は模造を構成する。

b) 公衆を誤認させる虞があり、特に関連製品の性質、品質及び原産地について誤認を生じさせる虞がある。

c) 工業所有権を侵害する。

(原産地名称又は地理的表示の登録失効)

第262条 原産地名称又は地理的表示の登録は、次の各号に掲げる場合に失効する。

a) 第51条第1項にいう場合。

b) 利害関係人が、経済活動における従前又は現行の忠誠の慣習に基づき、原産地名称又は地理的表示が製造システム又は特定の種類の商品の一般的名称となっている場合に、出願を行う場合。

2 ワイン醸造品、医薬品／薬用ミネラルウォーターその他の原産地名称が関係国又は地域において特別法令により保護され、監察されている商品については、前項の規定は適用しない。

第七章 報奨

(保護の対象)

第263条 次の各号に掲げるもののみ、報奨登録証により本法規の保護の対象となることができる。

- a) 本地域又はその他の国若しくは地域から授与された功績又は優れた勲章。
- b) 公式に開催され、又は本地域若しくは他の国若しくは地域によって公式に承認された展示会、展示即売会及びコンテストにおいて獲得されたメダル、証書、賞金その他の性質の奨励。
- c) 本地域の実験室その他の機関又は当該目的に係る資格を有する機関から発給された証明書、分析証明書又は授与した表彰。
- d) 本地域、その他の国若しくは地域の公的機関、その他の公的主体又は場所の供給者の証明書。
- e) 公的性質を有するその他の奨励又は優先表示。

(登録権)

第264条 報奨を登録する権利は、前条にいう公的性質を有する報奨又は優先表示を受けた企業の所有者に帰属する。

(登録出願)

第265条 登録報奨の出願は、本地域の公用語の何れかにより作成された願書により行うものとする。願書には、出願人の氏名又は商業上の名称、国籍及び住所又は営業場所の所在地を記載し、かつ、一式3部作成し、次の情報を添付しなければならない。

- a) 登録されようとする報奨及び授与の対象となる主体及び授与日。
- b) 受賞した商品又は役務。
- c) 報奨の全部又は一部に係る営業場所の名称。ただし、該当する場合に限る。

(出願の追加情報)

第266条 登録出願は、次の各号に掲げる情報により補足されるものとする。

- a) 証明書若しくは証憑の原本又は証明書の写し。
 - b) 報奨の授与又は公告が公報において行われた場合は、適切な認証を受けた当該公報1部、又は当該報奨の識別に足りるそのうちの必要な部分。
- 2 経済局は、その他の公用語でない言語で作成された証明書その他の書類については、本地域の何れかの公用語の翻訳文の提出を要求することができる。
- 3 内容が営業場所の名称又は標識に言及している場合には、その登録は、当該営業場所の名称又は標識が先に登録されていることに基づき付与される。

(報奨登録の拒絶理由)

第267条 報奨登録の出願は次の各号に掲げる場合に拒絶されるものとする。

- a) 第9条第1項にいう工業所有権の付与を拒絶する一般的理由が生じた。
- b) 報奨が受賞した商品又は役務と異なる商標又は役務に使用されたことが確認された。
- c) 報奨の所有権が移転されたが、当該営業場所又は報奨に関連する部分と一緒に移転されていない。

d) 関連の報奨が廃止又は取り消されたことが示された。

(登録の効力)

第268条 報奨の登録は、登録に付与された証憑の真実性及び正確性が保証されるようにし、かつ、その権利者が当該報奨について無期限の排他的権利を有することを保証する。

(書類の返還)

第269条 登録付与又は登録拒絶の決定に対する上訴期間満了後、出願書類において利害関係人が請求したときは、当該書類に添付されているすべての証明書又はその他の書類は、出願人に返還され、かつ、当該書類におけるその位置は、認証された複写本により置き換えられるものとする。

2 返還に関する受領書は、出願書類に添付しなければならない。

(報奨の表示)

第270条 正当に取得された報奨は、登録されているか否かを問わず使用することができる。ただし、報奨の言及又は報奨の写しは、登録がなされた後に限り、「Recompensa Registada」若しくは「‘R.R.’」、「‘RR’」若しくは「《RR》」の略語のポルトガル語の字句、又は「登記嘉奨励（登録報奨）」の中国語の字句を添えることができる。

(移転)

第271条 報奨の所有権の移転は、当該移転に関連する企業に要求される法的手順に従い、当該報奨が当該企業の財産の一部を構成する。該当する場合は、第250条第2項の規定は、報奨の所有権の移転に適用される。

(報奨の記載条件)

第272条 報奨は、報奨が与えられた商品又は役務と異なる商品又は役務については使用してはならない。

(報奨登録の取消可能性)

第273条 報奨の登録は、第48条第1項にいう場合に取り消すことができるほか、報奨証明書が取り消された場合にも取り消すことができる。

(報奨登録の失効)

第274条 報奨の登録は、次の各号に掲げる場合に失効する。

a) 第51条第1項にいう場合。

b) 当該抹消又は取消が報奨の授与を抹消し又は取り消す権限を法律上有する者によりなされた場合。

2 報奨登録の失効により、その専用実施権は終了する。

第四編 裁判所への上訴

(裁判所への上訴)

第275条 次の各号に掲げる決定に対しては、一般管轄裁判所に上訴することができる。

a) 工業所有権の付与又は付与の拒絶に関する決定。

b) 移転、許可若しくは失効に関する宣言に係る決定、又は工業所有権への影響、変更若しくは終了に関するその他の宣言に係る決定。

(上訴の正当性)

第276条 関連の工業所有権の出願人又は権利者、異議申立人、それらの者の承継者、及び経済局の決定により直接及び実際に被害を受けた者は、当該決定に対して裁判所に上訴する正当性を有する。

(期間)

第277条 上訴は、当該決定が「政府公報」への登載により公示された日から1月以内に提起しなければならない。当該決定について先に証明書が発行されており、かつ、当該証明書が上訴人により申請された場合は、上訴は、当該証明書の発行日から1月以内に提起されなければならない。

(公文書の回答について送付)

第278条 公文書が配布されたときは、上訴の対象となる決定を行った主体が適切と考える応答を行うことができるよう、当該上訴状の写し及び上訴状に添付された書類の写しを経済局に送付し、かつ、当該決定に関する書類を裁判所に送付するか又は裁判所に送付するよう命令するものとする。

2 経済局は、関連書類が裁判所に関連事案を明確にするに足りる情報を含んでいる場合には、その書類及び書類送付の際に添付した公文書を15日以内に裁判所に送付するものとする。

3 関連書類が裁判所に関連事案を明確にするに足りる情報を含んでいない場合は、当該書類を送付する際に添付する公文書には、上訴状の陳述に対する応答を記載し、かつ、当該書類及び公文書を1月以内に裁判所に送付しなければならない。

4 経済局は、合理的な理由により前項にいう期間を遵守することができない場合には、速やかに、経済局が必要と認める期間の延長を行うよう裁判所に請求しなければならない。

(相手方当事者の召喚)

第279条 対立する当事者がいる場合には、裁判所は、その者を召喚し、その者が希望するとき、1月以内に応答するようにしなければならない。

2 対立当事者に対する召喚においては、訴訟手続に関与する場合は、委任された弁護士を通じて行わなければならないことを指摘するものとする。

3 上訴の対象となる決定の全部又は一部を廃止し又は変更する判決は、その決定を、その決定が定められたとおりに完全に置き換えるものとする。

4 経済局はいかなる状況においても、対立当事者とみなさない。

(技術者の出廷要請)

第280条 上訴において解決のためのより十分な情報を必要とする技術的問題が生じたとき又は裁判所が適当と認めるときは、その意見が上訴の対象となる決定の基礎となっている経済局の技術者の1又は2以上の者に対し、裁判所が指定する日時に出頭し、必要な説明を口頭で裁判所に行うよう要求することができる。

(経済局の代表)

第281条 経済局長は、陳述書を作成し、かつ、他の被上訴人の訴訟権限に対応する他の訴訟権限を行使することができる。これには、上訴において行われた裁判について争議を提起する訴訟権限を

含む。上述の行為は、委任された弁護士又はその目的のために任命された法律上の補助的な職務を担当する法律実務家を通じてなされるものとする。

(司法裁判の上訴)

第282条 下された判決に対しては、民事訴訟の一般法律の規定に基づいて上訴することができる。

(確定判決の公開)

第283条 判決が確定に移行した場合は、その旨の注記の効力、又は必要な場合は第10条第1項j号の効力を生じさせるために、裁判所事務局は、確定された判決確定のタイプの写し又は適切と認められる媒体上に置くべき写しを経済局に送付しなければならない。

第五編 監察及び処罰

第一章 通則

(監察の適時性)

第284条 工業所有権の保護のために行われる財産及び役務に関する監察は、公的部門を含め、生産工程の各段階及び各部門において行われるものとする。

権限を有する主体

第285条* 前条にいう監察の権限は、税関が所有するものとする、ただし、法律により他の刑事警察機関及び主体に付与される権限に影響を及ぼすものではない。

2 自身の監察職務を履行するため、税関はその他の主体の協力及び関連監察業務への関与を求めることができる。

***改正済、右記参照** [第11/2001号法律](#)

(外地との連結地点における差押え)

第286条 商品又は物品を輸入又は輸出する行為をした場合において、当該商品又は物品が、如何なる方法によっても明らかに虚偽の原産地表示又は原産地名称を含み、不正に使用され又は採用された商標又は名称を含み、又は本法規にいう不法行為の何れかが行われていることを示す兆候があるときは、警察水際対策チームは、当該商品又は物品の保全差押えを行うものとする。

2 差し押さえられた商品の所有者又は荷受人に対し、必要な説明をするよう最速の方法で通知し、かつ、所有者又は荷受人が、保護された保全差押えの対象を規則に適合させることを認めるものとする。ただし、その者がすでに負うべき責任に影響を及ぼさない。

3 上述の差押えは、差押えについて正当な利益を有する者の請求により行われることを証明しなければならない。当該請求は、当該行為がなされたとき又は行われる前に行われるものとする。

4 差押えは、工業所有権の権利者に対する差押えに関する通知の日から10業務日以内に、検察院又は被害者の何れかが当該差押えの確認を裁判所に請求しない場合は、失効する。

5 前項にいう期間は、適当な説明がある場合には、同一の期間を延長することができる。

(不特定の保全措置)

第287条 前条第3項にいう場合のほか、本法規にいう不法行為が生じた場合にも、一般保全手続に関するマカオ民事訴訟法典の規定に基づき、保全措置を命じることができる。

(実況見分調書の作成)

第288条 当局又は当局の職員が本法規に違反する行為を目撃した場合には、実況見分調書を作成し、又は作成を命じ、かつ、税関に送付しなければならない。*

2 罪を犯した疑いがある場合は、実況見分調書のみを5日以内に検察院に送検する。

*改正済、右記参照 [第11/2001号法律](#)

第二章 刑事上の違法行為

第一節 刑事上の違法行為の種類

(特許権又は半導体集積回路の回路配置の侵害)

第289条 自己又は第三者のために不当な利益を得ることを目的として企業活動を行うことにより、工業所有権の権利者の同意を得ずに次の行為をした者は、最高2年の懲役又は60日～120日分の罰金に処する。

- a) 特許又は半導体集積回路の回路配置の対象である製造物又は商品を製造する。
- b) 特許又は半導体集積回路の回路配置の対象である方法又は手順を導入又は運用する。
- c) 前二号にいう方法の何れかにより得られた商品を輸入又は流通させる。

(デザイン権又は意匠権の侵害)

第290条 自己又は第三者のために不当な利益を得ることを目的として企業活動を行うことにより、工業所有権の権利者の同意を得ずに次の各号に掲げる行為をした者は、最高2年の懲役又は60日～120日分の罰金に処する。

- a) 登録されたデザイン又は意匠の特徴の全部又は一部を複製し又は模倣する。
- b) 登録されたデザイン又は意匠を利用する。
- c) 前二号にいう方法の何れかにより得られたデザイン又は意匠を輸入又は流通させる。

(商標の偽造、模倣及び不正使用)

第291条 自己又は第三者のために不当な利益を得ることを目的として企業活動を行うことにより、工業所有権の権利者の同意を得ずに次の各号に掲げる行為をした者は、最高3年の懲役又は90日～180日分の罰金に処する。

- a) 登録商標の全部若しくは一部を偽造し又は何らかの方法で複製する。
- b) 登録商標の特徴の全部又は一部を模倣する。
- c) 偽造又は模倣された商標を使用する。
- d) マカオにおいてすでに登録出願されている著名商標を偽造又は模倣して使用する。
- e) マカオにおいて名声を得ており、かつ、マカオにおいて登録出願された先の商標と同一であることを示す商標を使用するか、又は同一でなく若しくは類似していない商品又は役務に使用されている場合であっても、先の商標と同一又は類似の商標を使用する。使用後において合理的な理由なしに先の商標の識別性若しくは評判から不当な利益を得ることを目的とするものであり、又は使用後において先の商標の識別性若しくは評判を害するものであることを条件とする。
- f) 自己の商品、役務、営業場所又は企業において、他人に属する登録商標を使用する。

(商品又は物品の販売、流通又は隠蔽)

第292条 第289条から第291条までにいう方法の何れかで、かつ、これらの規定にいう場合において、

偽造商品を販売、流通又は隠蔽し、かつ、そのことを知っていた場合は、最高6月の懲役又は30日～90日分の罰金に処する。

(原産地名称又は地理的表示の侵害及び不正使用)

第293条 自己又は第三者のために不当な利益を得ることを目的として企業活動を行うことにより、次の何れかの行為をした者は、最高2年の懲役又は60日～120日分の罰金に処する。

a) 保護された原産地名称又は地理的表示の全部又は一部を複製し又は模倣する。

b) 原産地名称又は地理的表示を使用する権利を有さない場合において、当該原産地名称又は地理的表示を複製若しくは模倣した標章を、当該商品の真の出所を明示しているか又は翻訳された原産地名称若しくは地理的表示を使用しているかを問わず、当該商品に使用する。名称又は標章に、「カテゴリ」、「種類」、「方法」、「模倣」、「同等」、「上位」の言葉又は他の類似の言葉を付した場合も同様である。

(悪意により取得された工業所有権証明書)

第294条 本法規が適用される規定に基づいて、当該工業所有権が自己又は第三者の所有に属さず、かつ、悪意をもって自己又は第三者のために工業所有権証明書を取得した者は、最高6月の懲役又は60日～90日分の罰金に処する。

2 軽微な違反をしたことを理由とする判決が下された場合は、裁判所は、その職権により、関係する工業所有権証明書を取り消すか、又は工業所有権証明書を適法的に所有する者の請求により、当該証明書を当該者に移転するよう命じるものとする。後者という方法で処理することができることを条件とする。

3 前項にいう工業所有権証明書の移転請求は、関連する犯罪に対して提起された刑事手続の有無にかかわらず、司法を通じて行うことができる。

第二節 雑則

(監察及び差押え)

第295条 刑事警察機関は、捜査が実施されたか否かに拘わらず、職権により、適当な監察及び予防措置を講じるものとする。

2 司法機関は、保全差し押さえられた対象物の鑑定検査が、当該対象物とその権利者又は製造若しくは販売を許可された者により製造若しくは販売されたか否かを決定するために必要である場合は、鑑定検査を命じるものとする。

(差押え物の帰属)

第296条 次の物品が喪失して本地域の所有に帰することを宣告するものとする。

a) 本法規の適用上の刑事上の不法行為をするために使用された物品。

b) 主に上述の犯罪を実行するために使用された資材又は道具。

2 前項a号の規定により喪失して本地域の所有に帰すると宣告された物品の一部又は物品に付された識別標章は、侵害された権利を有する者の権利を侵害しているが、その部分又は標章を除去することができない場合には、当該物品の全部又は一部を破壊するものとする。当該部分又は標章を除去することができる場合であっても、当該権利者が当該物品を業として再利用すること又は他の用途に再利用することに明確に同意しないときは、当該物品の全部又は一部を破壊するものとする。

(補助者)

第297条 次の者は、刑事訴訟法により関連の権利を付与された者のほか、本法規にいう犯罪の適用を理由として提起された訴訟手続における補助者とすることができる。

- a) 法に基づいて設立された企業団体。
- b) 消費者委員会及び法に基づいて設立された消費者団体。

(準用及び補足の法律)

第298条 本章にいう犯罪については、7月15日第6/96/M号法律第2条から第6条まで、第9条から第16条まで及び第18条の規定を適用し、かつ、「マカオ刑法典」及び「マカオ刑事訴訟法典」の規定を補足的に適用する。

第三章 行政上の不法行為

第一節 行政上の不法行為の種類

(奨励の援用又は不正使用)

第299条 企業活動に従事する方法により、奨励を有する権利者の同意を得ずに、次の行為をした者は、正犯が自然人又は法人であることを条件として、それぞれマカオ通貨20,000～250,000マカオパタカ、50,000～500,000マカオパタカの罰金に処する。

- a) 自己又は第三者の不当な利益を得るために、他人の名義により登録された奨励を援用し又は記載する。
- b) 存在しない奨励を使用し、又は存在しない奨励の所有者であるかのように装う。
- c) 他人の名義で登録された奨励の意匠又は模倣標章を、関連の権利者の同意を得ずに、書簡若しくは広告、営業場所の看板、店先若しくはショーウィンドーに使用し、又はその他の方法で使用する。

(名称及び標識に対する権利の侵害)

第300条 企業活動に従事する方法により、名称及び標識を所有する権利者の同意を得ずに、他人が登録した名称若しくは標識を複製し又は模倣した名称若しくは標識を、その営業場所、広告、書簡、商品若しくは役務に使用し、又はその他の方法で使用する者は、正犯が自然人又は法人であることを条件として、それぞれマカオ通貨20,000～250,000マカオパタカ、50,000～500,000マカオパタカの罰金に処する。

(商標の不正使用)

第301条 企業活動に従事する方法により、次の何れかの行為をした者は、正犯が自然人又は法人であることを条件として、それぞれマカオ通貨20,000～250,000マカオパタカ、50,000～500,000マカオパタカの罰金に処する。

- a) 第207条第1項d号からi号まで及び第214条第2項b号及びc号にいう標章の何れかを自己の商標に不適切に使用する。
- b) 商品の出所又は性質に虚偽の標章を有する商標を使用する。
- c) 前二号の規定により禁止されている商標を有する商品若しくは物品を販売し、又は陳列して販売する。

2 前項の規定により禁止された商標を有する商品又は物品は、検察院の請求に応じて差し押さえることができ、かつ、当該商標又は物品が喪失して本地域の所有に属する旨を宣告することができる。

(営業場所の名称及び標識の不当な使用)

第302条 企業活動に従事する方法により、第236条第1項b号及び第240条第2項a号からf号までにいう標章を自己の営業場所の登録された又は登録されていない名称又は標識に不当に使用した場合は、正犯が自然人又は法人であることを条件として、それぞれマカオ通貨20,000～250,000マカオパタカ、50,000～500,000マカオパタカの罰金に処する。

(自己の権利の援用又は不当な使用)

第303条 次の何れかの行為をした者は、正犯が自然人又は法人であることを条件として、それぞれマカオ通貨20,000～250,000マカオパタカ、50,000～500,000マカオパタカの罰金に処する。

a) 本法規にいう工業所有権が自己の所有でないか、又は本法規にいう工業所有権が無効を宣告され若しくは失効を宣言されていることを知りながら、自己が当該工業所有権を所有する権利者である旨を示す。

b) 特許権又は登録権を有さずに、特許又は登録を受けた標章を使用し又は運用する。

c) 工業所有権を有する権利者であるが、工業所有権証明書により保護されている商品又は役務と異なる商品又は役務に当該工業所有権を使用する。

(必須商標の欠如)

第304条 商標が関係する商品又は役務に必要な場合には、商標のない商品を製造、販売若しくは輸入し、又は商標のない役務を提供する者は、正犯が自然人又は法人であることを条件として、それぞれマカオ通貨5,000～50,000マカオパタカ、10,000～100,000マカオパタカの罰金に処する。

第二節 雑則

(正犯及び責任者)

第305条 事実を自ら若しくは他の者を通じて実施する者、又はある者若しくは特定の者との合意により、事実の実施に直接参加又は共同で直接参加する者は、正犯として処罰される。故意に他人に事実をなす意思を生じさせた者も、その事実が実施されたか又は実施が開始された場合は、正犯として処罰される。

2 自然人又は法人は、不当に設立された法人であっても、また、法人格を有さない団体であっても、本章にいう行政上の不法行為をする場合には、共同又は非共同の方式により責任を負う。

3 法人は、不当に設立されたものであっても、また、法人格を有さない団体であっても、その機関の構成員及びその機関の長、権限又は管理の職にある者がその職務を遂行する際に行った行政上の不法行為について責任を負うものとし、また、当該集合的主体の代表者が当該主体の名義と利益のために行った不法行為について責任を負うものとする。

4 行為者が、権限を有する者の明示的命令又は指示に違反して行為をした場合には、関連の主体は前項にいう責任を負わないものとする。

5 第3項の規定の適用は、個人と集合的主体との関係が、非有効かつ法的効力を生じない行為に基づく場合であっても、影響を受けない。

6 集合的主体の責任は、その機関の構成員、集合的主体内で指導的、監督的若しくは管理的職務を担当する者、又は集合的主体の法定若しくは意図された代表として行為をする者の個人的責任を排除するものではない。

(行政処分の量定の決定)

第306条 行政処分の量定を決定するに当たっては、特に次の各号に掲げる事項を考慮する。

- a) 不法行為の重大性、行為者の過失並びにその経済的能力及び状況。
- b) 行政上の不法行為が、「マカオ刑法典」の基準により巨額とみなされる利益をもたらした事実。

(罰則の軽減又は免除)

第307条 不法行為の実施前若しくは実施後、又は不法行為の実施時に、不法行為の重大性、行為者の過失又は処罰の必要性を明らかに軽減する情状が存在する場合には、本章にいう行政処分を軽減し又は免除することができる。

2 前項の規定の効力を生じさせるためには、その他の事情のほか、不法行為の偶発性及び行為者が真実を発見するために提供した協力を考慮しなければならない。

(累犯)

第308条 累犯に該当する場合、「マカオ刑法典」第70条の規定を相応に適用する。

2 前項の規定の効力を生じさせるためには、処罰を決定する行政上の決定が出されてから1年以内に同一の行政上の不法行為をした者は、累犯とみなす。

(通知)

第309条 処罰に関する行政上の決定に関する通知は、可能な場合及び適切な場合には、違反者自身に直接、又は書留郵便、電報又はファクシミリにより、その法人の住所、事務所又は居所に送付するものとする。

2 書留郵便で行った通知の受領住所が本地域にある場合は、書留郵便を発行してから3業務日目に通知を行ったものとみなす。

3 第1項にいう通知を行うことができない場合には、税関長は、次のうち、いずれか最も適した方法でこれを代替することを決定する。*

a) 「マカオ特別行政区公報」に関連の告示を公布する。公示期間は30日とし、かつ、2通の告示を掲示する。1通は税関に、1通は知っている場合には違反者の最後の居所又は最終の職務上の住所を掲示する。*

b) 本地域の新聞の中で最も多くの人を読む中国語版新聞の1部とポルトガル語版新聞の1部に公告を掲載する。

4 通知されるべき利害関係人が本地域以外の場所に居住している、又は所在している場合は、算定期間において、「マカオ行政手続法典」第72条にいう延期を与える。

***改正済、右記参照 [第11/2001号法律](#)**

(公文書作成及び処罰の権限)

第310条* 本章でいう行政上の不法行為に関する書類を作成する権限は、税関が所有する。

2 行政罰を科する権限は、税関長が所有する。

***改正済、右記参照 [第11/2001号法律](#)**

(罰金の納付)

第311条 罰金刑の決定について通知した日から15日以内に行政罰金を納付しなければならない。

2 行政罰金の納付は、違反者が納付すべき消費税又は手数料の納付を免除するものではない。

3 第1項にいう期間内に自己の意思で行政罰金を納付しない場合は、本法規の定めるところにより差し押えられた商品及び物品を法律が認めるあらゆる方法により売却した後の所得の全額を罰金の納付に供することができる場合を除き、強制徴収は、租税執行の手続に従い、かつ、当該罰金刑を

科する決定の証明を執行の名目として、権限を有する主体を通じて行われる。

4 行政罰の処罰については、マカオ行政法院に上訴することができる。

(罰金納付の責任)

第312条 行政上の不法行為の正犯は、罰金の納付について責任を負わなければならない。

2 共同正犯が存在する場合は、行政当局は、共同正犯の何れかに対し、罰金の全額を納付するよう要求することができ、かつ、当該共同正犯は、残りの共同正犯に対して求償権を有する。

3. 法人であって、不当に設立された場合であっても、又は法律上の人格を有しない団体の行政機関の構成員、指導者、管理者、従業者若しくは代表であって、本法規にいう行政上の不法行為をした結果として罰金を科される場合には、当該法人又は団体は、当該罰金の納付について連帯して責任を負わなければならない。

4. 法人であって、不当に設立された場合であっても、法律上の人格を有さない団体の行政機関の構成員、指導者又は管理者であって、行政上の違法行為の実施に対抗することができるが、対抗しない場合は、当該法人又は団体に科された罰金の納付について個人的かつ補足的な責任を負うものとする。当該法人又は団体が罰金刑の判決の日解散したか又は清算の手續が行われていた場合でも同様である。

5 罰金が法律上の人格を有しない団体に科せられる場合には、団体の共有財産として納付する。共有財産がない場合又は共有財産が不足している場合には、各株主又は組合員の財産は、連帯責任の制度により納付される。

(時効)

第313条 本法規にいう行政上の不法行為の実施により行われる手續の時効は、当該不法行為の実施から2年後に完了する。

2 罰金の時効は4年とし、処罰の決定が確定に転じた日から起算する。

3 手續及び罰金の時効期間の計算、並びに手續及び罰金の時効期間の中断又は中止の方法は、「マカオ刑法典」第111条から第113条まで、第117条及び第118条の規定を遵守しなければならない。

(行政上の罰金の帰属)

第314条 本章の規定に基づき科した行政罰金は、本地域の収入とする。